

# 国の制度及び予算に関する 提案・要望書



平成28年6月  
横浜市





横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市をはじめ日本の都市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、巨大災害の切迫、インフラの老朽化など、高度化・複雑化した課題が逼迫しており、これらの課題を克服するためには、国と地方が一体となって立ち向かわなければなりません。

横浜市は平成 29 年度までを期間とする「横浜市 中期 4 か年計画」の中で、4 か年の基本政策に加え、計画期間を超える 2025 年を見据えた「未来のまちづくり戦略」を掲げ、これらの課題解決と市民生活の向上に資する施策、必要な投資を積極的に行っております。

このたび、「地方分権改革の推進」をはじめ、「女性活躍の取組の推進」、「待機児童対策の更なる推進と保育・教育の質の確保」、「子どもの貧困対策の推進」など、地方自治体としての現場に根ざした提案・要望を取りまとめました。「大規模災害対応の推進」や地域医療の仕組みづくり、国際競争力強化の取組など、次世代を見据えた、持続可能な成長に寄与する提案・要望も挙げております。

横浜市は、日本最大の基礎自治体として全国の自治体をけん引し、我が国全体の課題解決と活力創出に貢献していく決意です。関係府省におかれましては、この提案・要望に対し特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成 28 年 6 月

横浜市長 林 文子





# 提案・要望事項

地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化	1
マイナンバー制度の安定的な運用及び普及	3
「環境未来都市」構想の更なる推進	5
国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化	7
女性活躍の取組の推進	9
地方分権改革の推進	11
大規模災害対応の推進	14
「特別自治市」の早期実現	15
市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援	17
待機児童対策の更なる推進と保育・教育の質の確保	19
地域における海外展開策の支援拡充・強化	21
ラグビーワールドカップ2019 <sup>™</sup> 及び東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催への支援	23
小学校の児童支援を専任する教員の定数化	25
国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	27
放課後児童健全育成事業の充実	29
生活困窮者への自立支援施策の推進	31
子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備	33
国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の見直し	35
介護保険制度に係る改善	37
子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する支援策の充実	39
地域医療構想の実現のための必要な措置の実施	41
地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療提供体制の整備と充実	43
公立病院の再整備に対する支援制度の充実	45
容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し、並びに適正処理困難廃棄物対策の促進	47
廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実	49
パーソナルモビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの推進	51
公共施設の老朽化対策の推進	53
国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	55
アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化	57
緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充	59
国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進	61
道路の防災対策、交通安全対策及び道路施設の老朽化対策の推進	63
鉄道整備事業の推進	65
エキサイトよこはま22の推進	67
横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開	69
【巻末】提案・要望事項 府省別一覧	73

# 地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化（内閣官房、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

地方自治体及び地域の企業の公民連携による海外インフラビジネスにおける、最終的な**実ビジネス化**に対する**政府及び政府関係機関による支援策の強化**

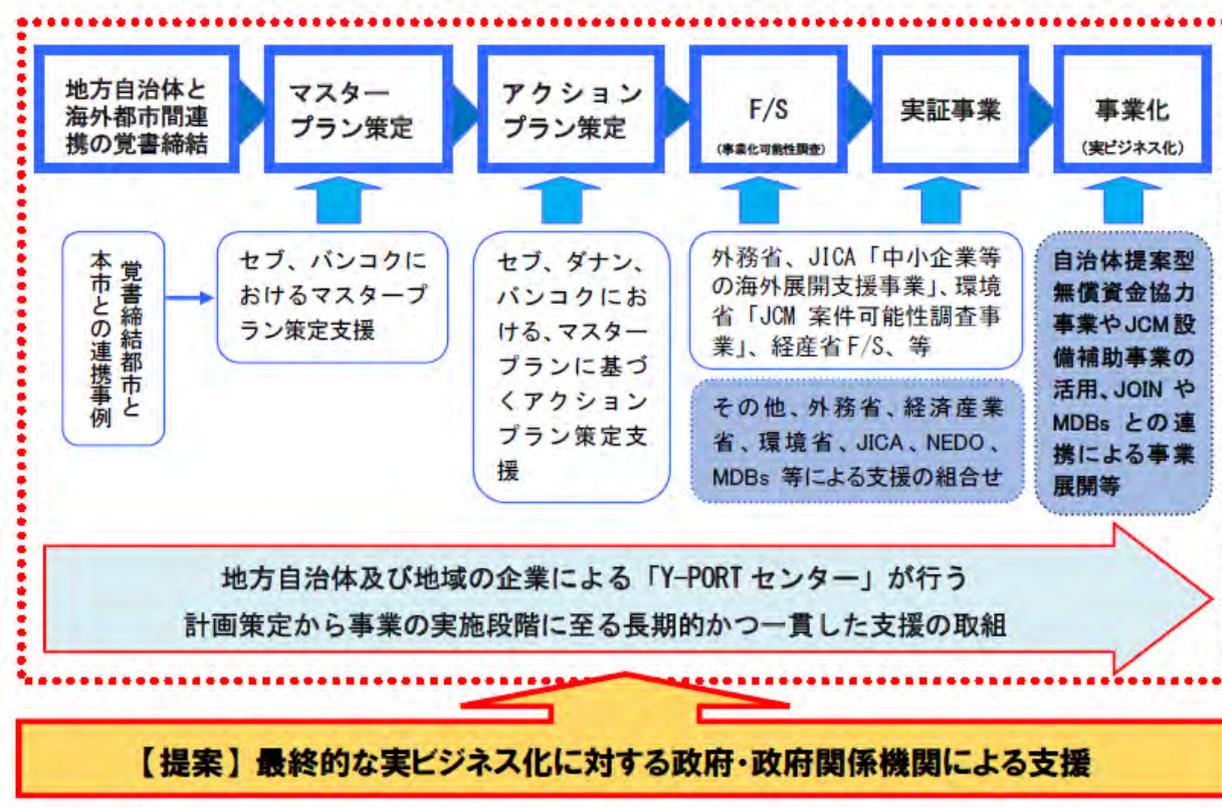
## 【提案の背景・必要性】

- ・ 本市では平成27年5月に、公民連携によるインフラ輸出の推進主体となる「**Y-PORT センター**」を発足しました。Y-PORT センターは、新興国諸都市における**包括的・セクター横断的な開発へのニーズ**に的確に対応しつつ、政府が提唱する**計画策定から事業実施までの一貫した取組を進めています**。
- ・ これまで、アジアの都市における複数の調査事業を実施しているほか、市内企業による**実ビジネス案件が形成されつつある**など、一定の成果が出ています。このように、都市間の協力に基づいて都市をまるごと支援することの有効性が国内外で広く認知されるようになり、特に**海外都市や、アジア開発銀行(ADB)などの国際開発金融機関(MDBs)からの連携要請が増大**しています。
- ・ 一方で、これらの要請に応えつつ、最終的な**実ビジネス案件を形成**するためには、Y-PORT センターの機能を強化し、独自の調査・事業展開が可能となる体制を構築するとともに、**政府及び政府関係機関からの強力な支援のもと、取組を進めていくことが重要**です。

## 【提案内容の説明】

- ・ 政府が提唱する「**質の高いインフラパートナーシップ**」のもと、海外インフラビジネス展開をより一層促進するため、**政府及び政府関係機関による企業の調査・実証事業への支援策を引き続き充実**させるとともに、**自治体提案型無償資金協力事業をはじめとした、最終的な実ビジネス化への支援策を強化**することを提案します。また、アジア開発銀行(ADB)との覚書を締結するなど**国際開発金融機関との連携の重要性を認識**しており、**本市と国際開発金融機関との更なる連携に向けた政府及び政府関係機関による支援**を提案します。

## 【参考1】 地方自治体間の連携に基づく長期的かつ一貫した支援の流れ(イメージ)



## 【参考2】横浜市とアジア開発銀行(ADB)との覚書について

横浜市は ADB と、地方自治体としては初めて、平成 25(2013)年 10 月 16 日に「両者の協力を推進するための覚書」を締結しました。これまで、この覚書に基づき、各々が開催するセミナーやワークショップに相互に参加し、知見の共有を進めてきました。このたびの覚書更新を契機に、アジアにおける新たな技術協力プロジェクトが開始される予定であり、横浜市主催のアジア・スマートシティ会議等において、さらに深く連携していきます。



### (1) 更新した覚書の有効期間

平成 28(2016)年5月5日～平成 30(2018)年 12 月 31 日

### (2) 協力分野(※下線線は更新時の新規記載項目)

総合都市開発、都市運営、都市環境の改善並びに災害及び気候変動対策の分野において、横浜市及び横浜市に関連する企業等の知見の提供を通じて、主に次に掲げる協力を行います。

ア 能力・人材開発における知識の交換及び活動面での支援。

イ 相互の研修及び都市間での優良実施例の共有を含め、地域における都市及び都市関係機関の知識ネットワークの支援。

ウ アジア・スマートシティ会議やアジア・スマートシティ・アライアンス(ASCA)への ADB の主体的な参加。本市・ADB が計画する各種関連イベント、セミナー、ワークショップ及びトレーニングへの専門家の相互派遣。

エ 横浜市は、Y-PORT センターを通じて、横浜の経験及び技術的知識を ADB 及びアジアの都市に共有。ADB は、本市との連携に向けて、日本政府が ADB へ出資している基金やその他資金を活用。

# マイナンバー制度の安定的な運用及び普及 (内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

- 1 マイナポータルを活用及びマイナンバーカードの多目的利用に必要な情報の早期提示と推進に向けた支援措置
- 2 情報提供ネットワークシステム等の安定的な運用と地方自治体が用意するシステム・情報セキュリティ対策への継続的な地方財政措置
- 3 マイナンバーカード普及に係る事務費への全額国費負担

## 【提案の背景・必要性】

- 1 マイナポータルを活用及びマイナンバーカードの多目的利用に必要な情報の早期提示と推進に向けた支援措置
  - ・ マイナンバー制度の導入により、新たに取り組む「マイナポータルを活用」と「マイナンバーカードの多目的利用」については、地方自治体での利用検討等に必要な情報が一部しか示されていない状況です。
  - ・ 平成 29 年から稼働が予定されているマイナポータルはもちろんのこと、マイナンバーカードの多目的利用も含め、必要な情報を早期に地方自治体に提示するとともに、国が責任を持って自治体の検討を積極的に支援していくべきです。
  - ・ また、マイナンバーカードの活用策として、本市でも平成 29 年 1 月からコンビニ交付サービスを導入する予定です。この委託手数料に関し、地方公共団体情報システム機構は、参加団体が増加すれば見直す方針は示しているものの、200 団体以上が参加する現段階においても制度開始時（平成 22 年度 3 団体）のまま据え置いています。マイナンバーカードの普及に加え、自治体や市民の負担軽減を実現するためにも、制度を所管する立場から地方公共団体情報システム機構に早期見直しを指導すべきです。
- 2 情報提供ネットワークシステム等の安定的な運用と地方自治体が発行するシステム・情報セキュリティ対策への継続的な地方財政措置
  - ・ 平成 29 年 7 月から全国的な情報連携が開始される予定ですが、その際に全国の地方自治体が共通で利用するシステムが一時的に使用できない、又は、作業時間

が抑制される等の不安定な運用状況では、円滑な業務推進に支障をきたす事態も想定されます。

- ・ 制度の円滑な推進には、情報連携に必要な情報提供ネットワークシステムや住基ネット等の、国が必要な措置を講ずるべきシステムが安定的に運用されることが不可欠です。
- ・ 併せて、情報提供ネットワークシステム等と連携する地方自治体のシステムが安定的に運用されるためには、保守運営費の費用負担も含めた継続的な地方財政措置が必要です。
- ・ また、市町村に補助金が交付されている、自治体情報システム強靱性向上事業は、インターネットへの接続リスクへの対処が中心となっていますが、内部統制の強化など、更なる多層の対策が必要です。さらに、情報セキュリティ対策は技術進化が早く、陳腐化を防ぐための継続的な保守体制が不可欠であり、そのための費用も地方には大きな負担となります。
- ・ このため、地方自治体の情報セキュリティ対策に関する更なる対策費についても、継続的な地方財政措置が必要です。

### 3 マイナンバーカード普及に係る事務費への全額国費負担

- ・ マイナンバーカードの交付については、円滑に事務を進めるため、広報周知や臨時交付窓口の設置等を行っており、これら事務体制の整備に係る負担も多く生じています。これらに係る事務費については、地方自治体の経費負担が発生しないよう全額国費負担が必要です。
- ・ また、制度の導入趣旨である「効率的な行政運営の実現」及び「市民サービスの向上」を達成するためには、本人確認の基盤として電子証明書を搭載したマイナンバーカード等の普及拡大が必要です。そのために、国の責任において国民に負担が生じないように、交付手数料については、平成 29 年度以降も全額国費負担が引き続き必要です。

---

提案の担当／総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課マイナンバー制度担当課長

田中 敦 TEL 045-671-4185

総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当課長

笹原 務 TEL 045-671-2114

総務局しごと改革室住民情報システム課長

塗師 敏男 TEL 045-827-2940

市民局区政支援部窓口サービス課長

熊坂 俊博 TEL 045-671-3621

---

## 「環境未来都市」構想の更なる推進（内閣府）

### 「環境未来都市」構想の更なる推進に向けた各都市の取組に対する 国からの支援の継続

#### 【提案の背景・必要性】

- ・ 本市は、環境未来都市として環境問題や超高齢化への対応など、様々な課題に関して、先進的な成功事例を創出するとともに、国内外に普及展開すべく、国による諸施策の支援を得つつ取組を推進しています。この取組は、現在も目標達成の途上にあるため、国の支援が引き続き必要不可欠です。
- ・ 政府が進める「地方創生」の実現に向けても、「環境未来都市」構想は先駆的な成功事例を創出するための骨格となる取組であり、各都市が、それぞれの地域特性をふまえて、多様性や独自性を最大限に発揮できるよう、平成 29 年度以降も、「環境未来都市」構想の更なる充実を図っていくことは大変意義があります。
- ・ 国においては、平成 25 年 9 月の環境モデル都市追加選定の公募時にも、募集要領の趣旨の中で、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に定められた「環境未来都市」構想は、環境モデル都市の取組がさらに発展したものと位置付けられることから、環境モデル都市を拡大することは、「環境未来都市」構想の推進を図ることにつながる。」とされています。環境モデル都市、環境未来都市の取組を一体で進めていくことで、先進的な取組を更に加速させ、国際展開に繋げていくことが求められています。
- ・ 環境問題をはじめ、世界各国が抱える様々な課題を解決していくために、都市の役割がますます重要になっていく中で、環境未来都市構想の更なる推進に向け、引き続き、国の支援が必要です。

# 環境モデル都市と環境未来都市

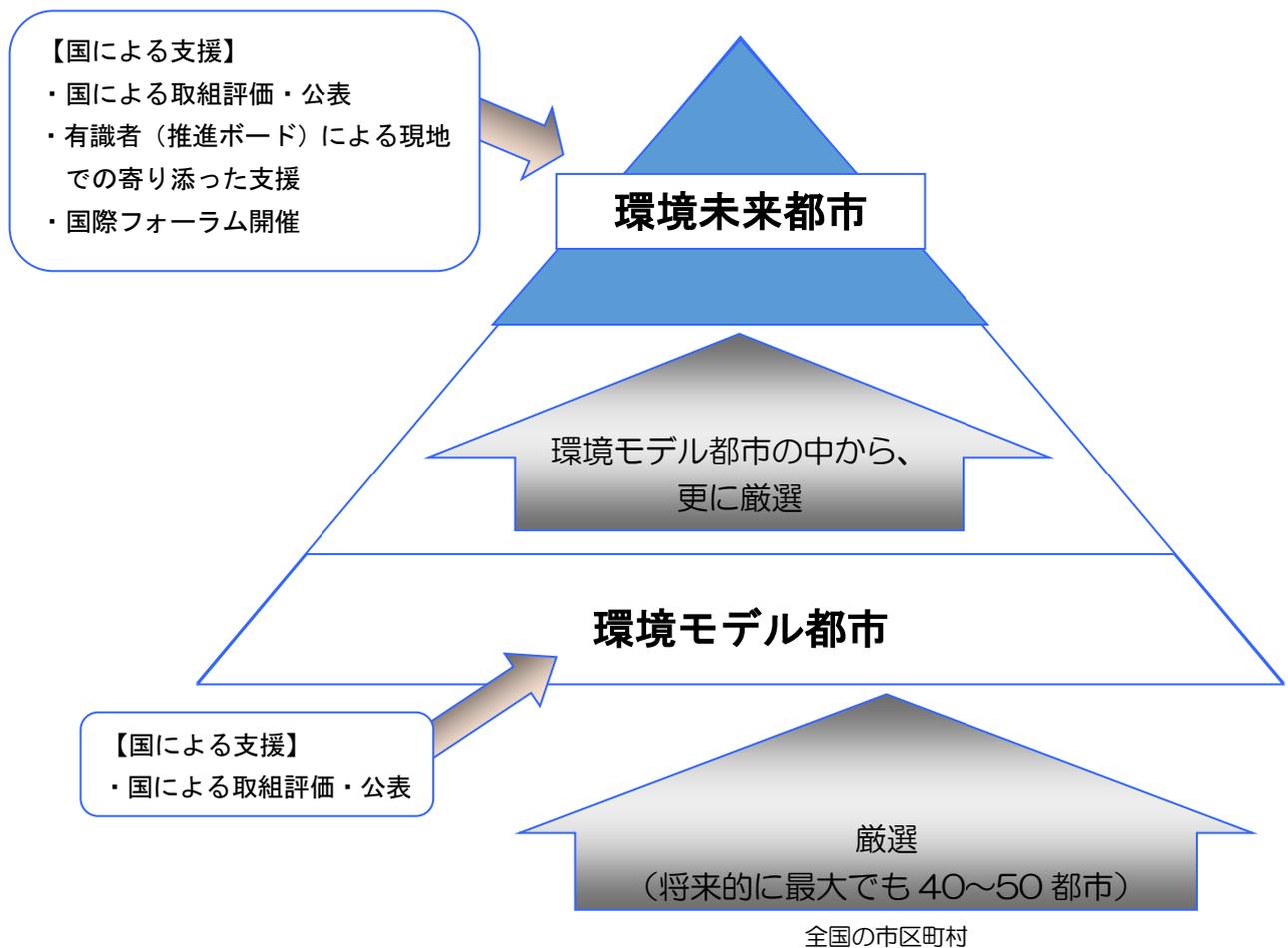
## 環境未来都市

- 環境、社会、経済の三側面に優れた、より高いレベルの持続可能な都市
- 「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」を基本コンセプトに、平成 23 年度に**本市を含む 11 都市・地域を選定**

## 環境モデル都市

- 「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市
- 温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて、先駆的な取組にチャレンジする都市・地域として、平成 20 年度に**本市を含む 13 都市**、平成 24 年度に 7 都市、平成 25 年度に 3 都市、合計 23 都市を選定

## 「環境未来都市」構想



(内閣府地方創生推進事務局ホームページを参考に作成)

# 国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化 (内閣府)

## 総合特区推進調整費の柔軟な運用

- (1) 内閣府が直接、指定区域へ交付する制度の創設
- (2) 独立行政法人等による支援事業に対する充当を可能とする制度拡充
- (3) 関係府省に対する調整費活用案件の予算確保に向けた働きかけの強化及び特区期間に対応した支援の継続

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 総合特区推進調整費（以下「調整費」）は、「各府省の予算を重点的に活用した上でなお不足する場合に関係する府省に移替え等の上、執行する」ことが前提となっています。
- ・ そのため、各府省で予算措置がされていない場合や、各府省が予算の活用を認めない場合は、調整費も活用できず、事業の停滞を招きかねません。

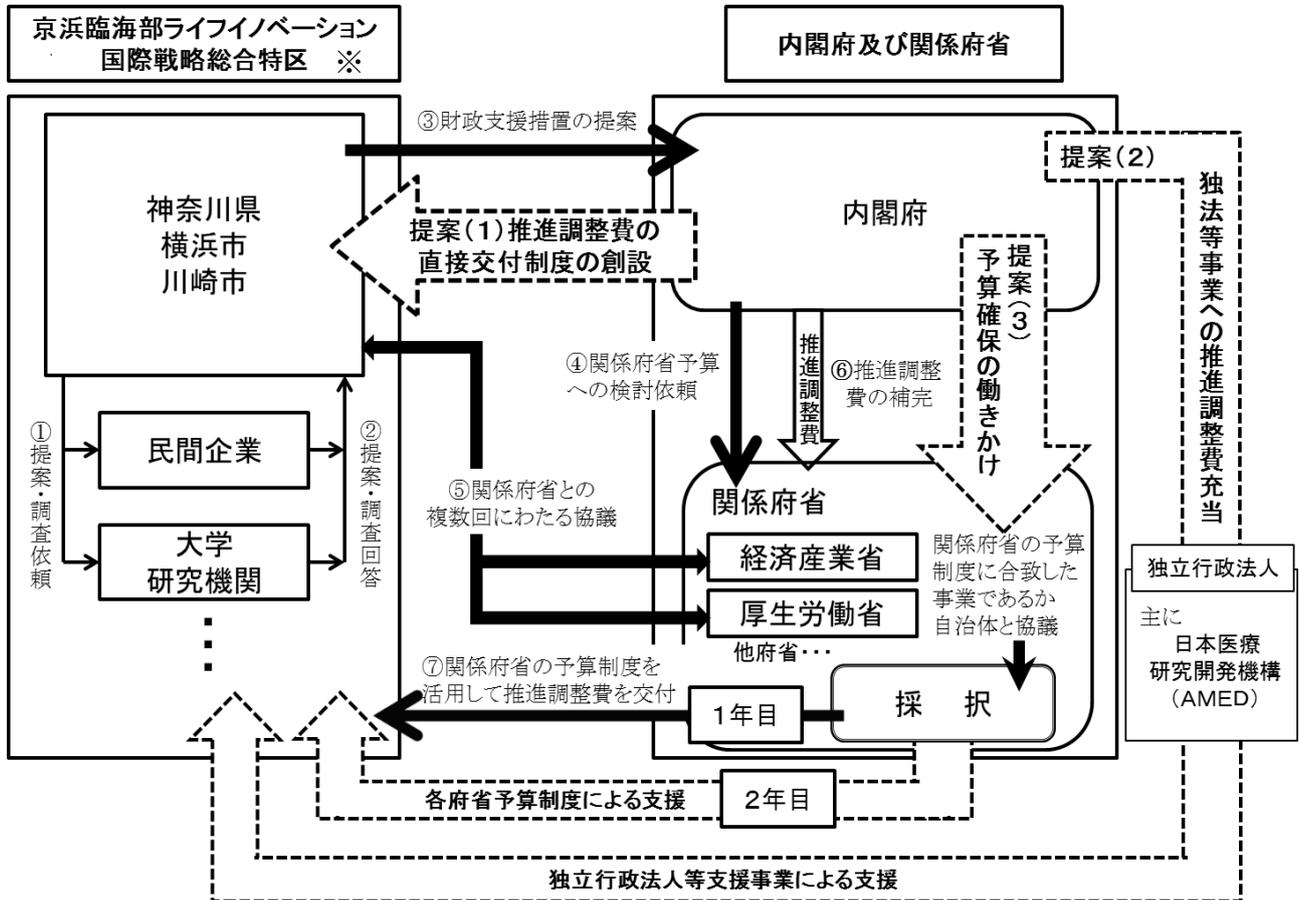
### 【提案内容の説明】

- (1) 内閣府が直接、指定区域へ交付する制度の創設
  - ・ 特区で進めている事業には、既存の関係府省の予算制度の枠組みに該当しない事業も多くあるため、調整費の柔軟な運用等による機動的な財政支援を実現するには、調整費を内閣府が直接、指定区域へ交付する制度の創設が必要です。
- (2) 独立行政法人等による支援事業に対する充当を可能とする制度拡充
  - ・ 仮に、指定区域への直接交付ができない場合には、現状、認められていない、独立行政法人等が実施する支援事業においても調整費の充当を明確に認め、事業者が活用しやすい制度とするなどの対応が必要です。
- (3) 関係府省に対する調整費活用案件の予算確保に向けた働きかけの強化及び特区期間に対応した支援の継続
  - ・ 調整費による支援は、「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」（平成27年1月13日 一部変更 府地活第9号）の一部変更により、事業ごとに初年度に限ることとされました。しかし、各事業の研究開発は複数年を要することがほとんどで、かつ、必ずしも各府省が翌年度以降に予算を確保できるとは限らないため、継続的な支援が行えず事業推進に支障となる可能性があります。
  - ・ 着実な事業進捗のため、関係府省へ予算確保の働きかけを強化するとともに調整費を複数年事業でも活用できるよう、特区期間に対応した支援の継続が必要です。

# ■総合特区推進調整費の柔軟な運用

## 財政上の支援措置フロー

※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成 28 年度末であり、本年度中の認定申請を検討中

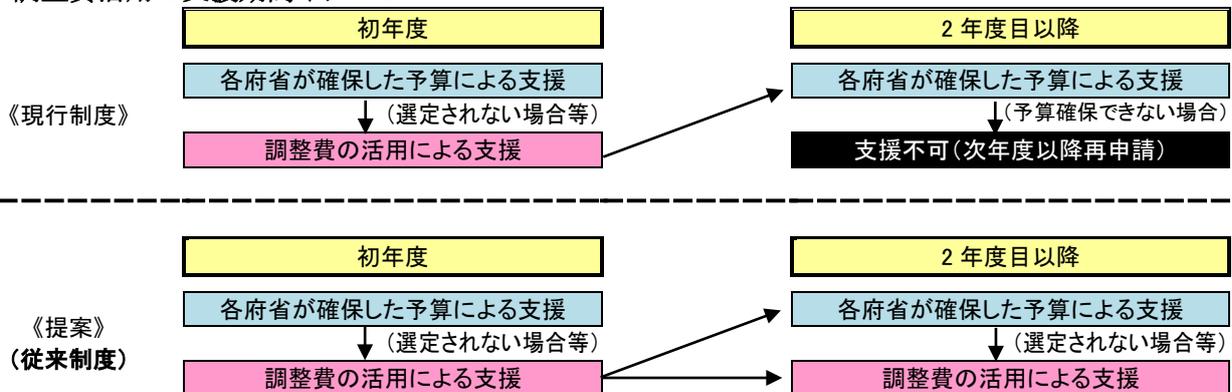


### 《 参 考 》

◎「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成 27 年 1 月 13 日 一部変更 府地活第 9 号)

支援期間	調整費を活用した支援は、事業ごとに初年度に限ることとし、当該総合特区に係る最初の総合特区計画認定から 5 年以内に限るものとする。
------	-------------------------------------------------------------------

#### ～調整費活用の支援期間イメージ～



# 女性活躍の取組の推進

## (内閣府、総務省、厚生労働省)

### 1 女性活躍推進に向けた中小企業に対する支援の充実

- (1) 指定都市に対する交付措置の充実
- (2) 女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定義務の対象となる企業規模の引下げ

### 2 地方自治体における成功事例の横展開及び市町村単位の統計調査データの公表

#### 【提案の背景・必要性】

#### 1 女性活躍推進に向けた中小企業に対する支援の充実

##### (1) 指定都市に対する交付措置の充実

- ・ 地方において女性の活躍を推進するためには、中小企業の状況など、地域の実情に応じた支援を行うことが重要となります。
- ・ そのためにも、地方自治体に対する交付金等による財政的措置の一層の充実など、交付措置のあり方から見直していただくことを提案します。
- ・ 現状においては、都道府県が交付金の応募窓口となっているケースが多く、市町村は都道府県を通じての申請手続きとなり、さらに都道府県と指定都市では交付上限額も異なります。
- ・ しかしながら、指定都市は、圏域の中核都市として、都道府県と同様に、他の地方自治体と連携しつつ、波及効果のある施策を推進しています。
- ・ したがって、まずは、指定都市が利用しやすい直接的な交付措置を行うとともに、都道府県と同程度の交付上限額を設定し、中小企業に対する支援の取組の加速化を後押しすることが必要です。

##### (2) 女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定義務の対象となる企業規模の引下げ

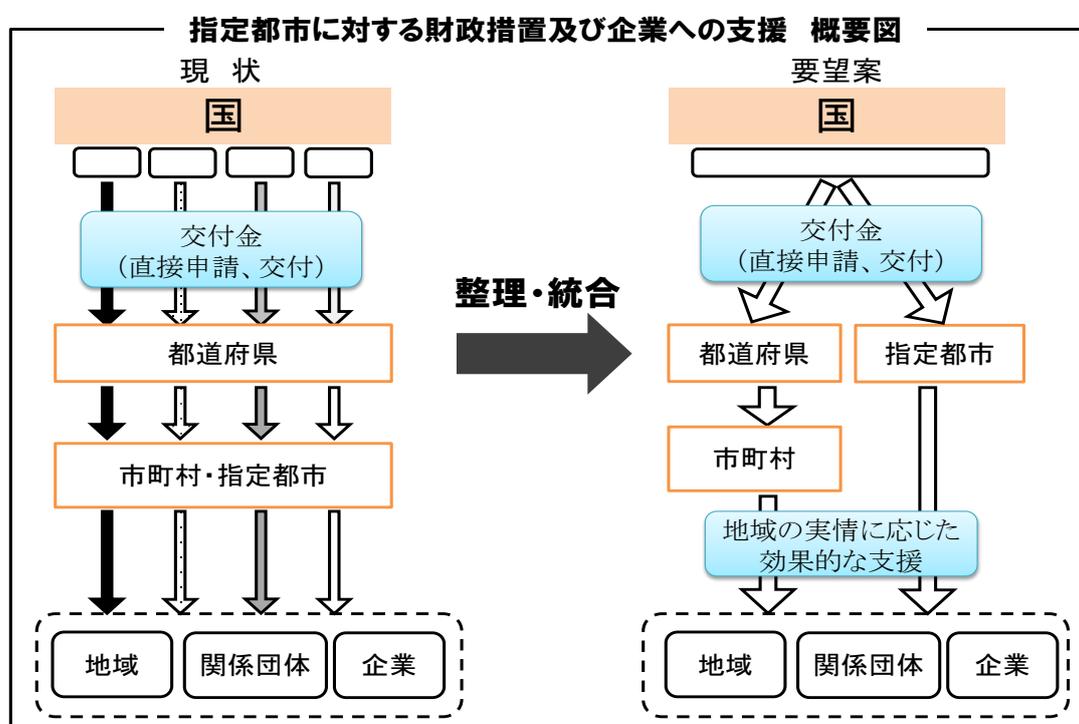
- ・ 平成 28 年度から女性活躍推進法が本格施行され、女性の雇用や登用を実質的に進めていくためにも、民間事業所における事業主行動計画の策定が重要となります。
- ・ 事業主行動計画が策定され、計画に掲げる取組が公表されることは、働きたい、働き続けたい女性にとって重要な判断材料となるものであり、取組を推進することは、求めている人材の確保など、企業経営上のメリットにもつながります。
- ・ しかし、現行、計画策定義務の対象となっているのは、従業員規模 301 人以上の事業所となっていますが、事業所全体では従業員規模 300 人以下の事

業所が99%を占めています。

- ・ そのため、対象となる事業所の規模について、少なくとも3年以内に、次世代育成支援対策推進法と同様の基準となる、101人以上まで引き下げることをご提案します。

## 2 地方自治体における成功事例の横展開及び市町村単位の統計調査データの公表

- ・ 女性活躍推進法に基づき、それぞれの自治体で実効性ある取組の推進が求められることとなりますが、個々の取組を比較検討し、成功事例を積極的に横展開していくことで、より効果的な施策に結び付くと考えられます。
- ・ しかし、府省のデータベース等は、市町村単位での検索や一括のリスト化ができない場合も多く、今後は指定都市や市町村でデータの共有ができるように運用を見直す必要があります。
- ・ また、自らの地域と全国との比較を行い、地域の課題や特性を把握し、現状分析することは、特に国の「第4次男女共同参画基本計画」で掲げられた女性登用の目標や「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」とする目標の達成に向けて不可欠です。
- ・ しかしながら、労働力調査などをはじめ、国において毎年実施されている調査は、都道府県単位までしか公表されていません。市町村が各種統計情報を利用できるよう、公表・オープンデータ化を進めることをご提案します。

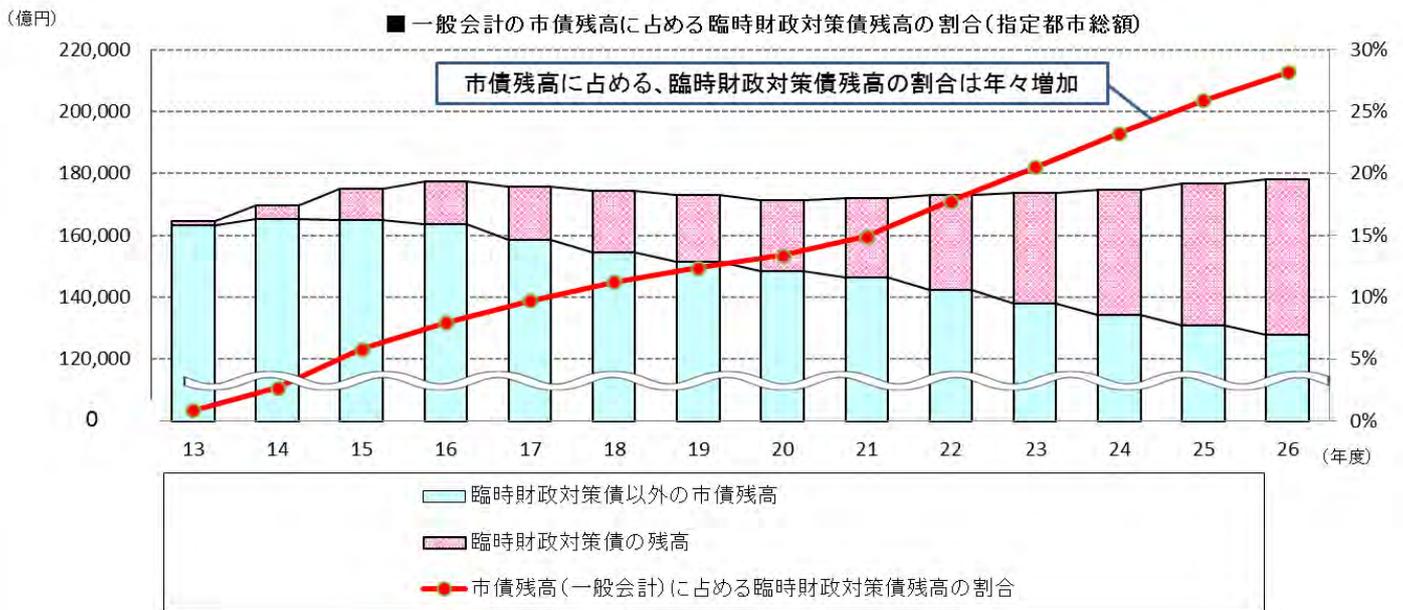


# 地方分権改革の推進(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止
- 4 県費負担教職員に係る所要額全額の財政措置
- 5 地方法人課税の拡充強化、租税特別措置の創設

## 【提案の背景・必要性】

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
  - ・ 国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向け取り組んでいる中、地域の実情を把握している地方自治体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが重要であり、地方分権改革の重要性は増しています。
  - ・ 国においては、地方分権一括法の制定や「提案募集方式」による地方分権改革に取り組んでいますが、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しは十分に行われていません。
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
  - ・ 国、道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっておらず、国や道府県から指定都市への事務・権限の移譲にあわせて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。
  - ・ 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲や法人事業税交付金における上乗せ交付など、大都市特例税制を創設すべきです。
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止
  - ・ 地方は、子育て支援の充実や高齢化の進展等により不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、地域経済の活性化等必要な施策を実施していく必要があることから、これらの財政需要を的確に把握し、必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市の財政需要も踏まえた配分を行うことが必要です。
  - ・ 地方財源不足への対応は、法定率の引上げによって対応すべきであり、平成28年度までの措置とされている臨時財政対策債については延長を行わず、廃止すべきです。



#### 4 県費負担教職員に係る所要額全額の財政措置

- ・ 県費負担教職員制度の見直しにおいては、財政中立を基本として、国が適切な地方財政措置を講じることを前提に合意したものであるため、指定都市としては、教職員給与はもとより、**移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を確実に措置すべき**です。
- ・ しかし、財政措置はいまだ示されておらず、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるかどうか不透明であるため、早期の提示が必要です。

#### 5 地方法人課税の拡充強化、租税特別措置の創設

- ・ 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税のような制度は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているものです。本来、財政力格差の是正は、国の責任において税源移譲により地方税を拡充する中で行うべきであり、法人の行政サービスからの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえるとともに、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主的な努力が報われるよう、**国・地方間の税源配分を是正し、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図るべき**です。
- ・ 地方が、企業誘致の促進など特定施策誘導策として課税自主権を活用して、条例に基づく不均一課税により固定資産税等の軽減措置を行った場合、軽減相当額が法人税において企業の収益として課税されることで効果が減少しています。地方分権の趣旨からも、軽減相当額を収益から控除するなど、**租税特別措置の創設を行うべき**です。

## ■ 指定都市への事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
<p><b>【私立幼稚園】</b>            私立幼稚園に関する権限及び財源の移譲            ①私立幼稚園の「認可」、            ②認可に必要な答申を審議する            「私立学校審議会の設置運営」、            ③私立幼稚園への「運営指導」            ④「補助金交付」に係る事務</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。</p>
<p><b>【医療計画】</b>            医療計画の策定に係る事務の権限の移譲</p>	<p>市域や人口規模が大きく、かつ、量的にも相当の医療提供がされている指定都市が、地域の実情に即した医療計画を自ら策定することで、医療需要を的確に反映させることが可能となり、医療機能の分化・連携をより迅速かつ効果的に進めることができる。</p>
<p><b>【都市計画】</b>            ①都市計画事業の認可権限の移譲            ②一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件（国同意不要分）に係る都道府県協議の廃止</p>	<p>地域の実情に応じ、事業効果の早期発現を優先に考えた事業の推進、事業の進捗に合わせた迅速な事務処理が可能となり、事業期間や都市計画手続の短縮につながる。</p>
<p><b>【河川】</b>            一級河川（指定区間）・二級河川の管理に係る事務の権限・財源の移譲</p>	<p>市域内で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理することで、下水道整備との連携による効率的・効果的な浸水対策等を推進できるようになり、総合的・一体的な治水対策・災害対策の実施や、まちづくりと一体となった河川整備の実施が可能となる。            なお、現行の河川法の規定により、県から市へ管理権限の移譲がされても、その占用料等は県に徴収されることから、管理者が適正な管理のための財源として徴収するような制度改正が必要。</p>
<p><b>【災害対応】</b>            ①指定都市の市長を救助の主体と位置付けるよう、災害救助法の改正            ②都道府県知事の応急措置に係る従事命令等の権限を、指定都市の区域においては、当初から指定都市の市長も行使できるよう、災害対策基本法の改正</p>	<p>現行の災害法制は、国、都道府県、市町村の役割分担が固定的であり、例えば救助の主体は都道府県知事に限定され、知事からの委任を受けない限り、指定都市の市長であっても、市民の救助に主体的にあたることができないことや、指定都市の市長には応急措置の実施義務があるものの、その担保となる従事命令等の権限は都道府県知事に限定されるなど、市民に最も身近な基礎自治体である指定都市が、できる限り迅速かつ的確に対応することに支障が生じているなどの課題がある。            災害対応法制の見直しにより、指定都市が、自立的・自発的に被災者の救助・救護にあたることができ、被災者のニーズに即した対応をいち早く行うことができる。</p>

提案の担当／政策局大都市制度推進室大都市制度推進課地方分権担当課長  
 財政局財政部財源課長  
 財政局主税部税制課長

柴 政紀 TEL 045-671-2109  
 藤村 英樹 TEL 045-671-2185  
 松井 伸明 TEL 045-671-2188

# 大規模災害対応の推進（内閣府、文部科学省）

- 1 地方自治体間の連携による円滑な被災地支援の推進
- 2 放射線対策費用に対する東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）の賠償履行に関する必要な措置の実施

## 【提案の背景・必要性】

### 1 地方自治体間の連携による円滑な被災地支援の推進

- ・平成 28 年熊本地震を受け、本市を含む指定都市は、東日本大震災後に策定した「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、直ちに支援活動を開始しました。
- ・大規模災害が発生した場合、被災自治体のみの対応は困難であり、広域連携の重要性が改めて確認されました。
- ・地方自治体間で支援を行う際、経費面において、現行制度上、明確な担保はなく、支援を行う地方自治体が財政負担を負うことになれば、一定量以上の支援をためらう要因となりかねません。
- ・国において予備費の活用や補正予算の対応による措置がなされていますが、迅速で効率的な支援活動を進めるため、地方自治体間の支援に対する恒久的な財政措置を講ずることが必要です。

### 2 放射線対策費用に対する東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）の賠償履行に関する必要な措置の実施

- ・東日本大震災で発生した原子力発電所の事故直後から現在に至るまで、市民の日々の暮らしの安全、安心の確保のために、本市では様々な放射線対策を講じており、これまで負担してきた費用は、平成 23～平成 26 年度分で約 52 億円、平成 27 年度分は約 9 億円の見込みです。この費用は、原子力発電所の事故に起因するものであることは明らかであり、横浜市民の税や使用料で賄われるべきではなく、東京電力ホールディングス株式会社に対して費用請求を行っています。
- ・東京電力ホールディングス株式会社が自らまとめた賠償基準に基づき、これまで約 30 億円が支払われましたが、十分な賠償が行われていません。
- ・国の責任において、原子力損害賠償紛争審査会による詳細な賠償基準を定め、地方自治体の行う放射線対策費用に対する賠償が円滑に行われるよう強く指導するなどの必要な措置を早急の実施していただくことが重要です。

提案の担当／総務局危機管理室危機管理部危機管理課長  
政策局大都市制度推進室大都市制度推進課長  
財政局財政部財源課長

森 正人 TEL 045-671-2062  
五月女 貴 TEL 045-671-4323  
藤村 英樹 TEL 045-671-2185

## 「特別自治市」の早期実現（内閣府、総務省）

大都市が能力を十分に発揮して、市民サービスの向上と経済活性化を図るため、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現

### 【提案の背景・必要性】

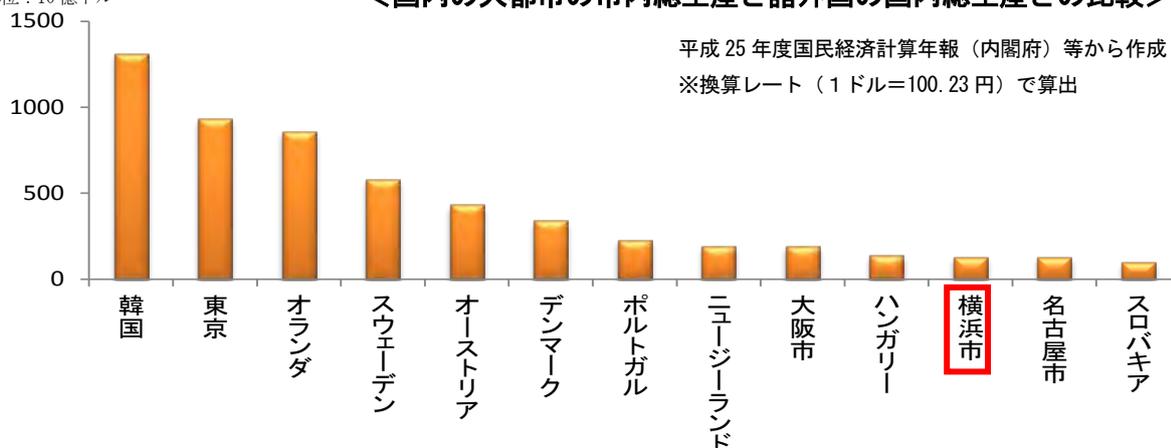
- ・本市は、ハンガリーなど一国並みの経済規模を有する大都市として、これまで以上に我が国の経済をけん引する役割を果たす責務があります。
- ・現行の指定都市制度は、制度創設から半世紀以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません。
- ・373万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な都市経営を進め、日本経済の成長をけん引していくためには、指定都市制度の抜本的な改革が必要です。
- ・本市では、平成25年3月に、議会との議論を経て、特別自治市制度の基本的考え方を整理した「横浜特別自治市大綱」を策定し、「特別自治市」制度の早期実現に向けて取り組んでいます。
- ・平成28年4月に施行された改正地方自治法には、区の役割の拡充（区役所の事務分掌条例の制定や総合区の設置）と指定都市都道府県調整会議の設置が盛り込まれました。
- ・本市でも、区役所の役割や、区と局の連携や調整に関する事項などを定めた区役所事務分掌条例を制定するとともに、横浜市神奈川県調整会議を設置しました。
- ・「特別自治市」の実現を見据え、「総合区」制度も含め、区のあり方について継続的に検討を進めるとともに、子育て支援やまちづくりなど、市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を進めています。

### 【提案内容の説明】

- ・大都市が能力を十分に発揮し、市民サービスの向上と経済活性化を図る必要があります。また、大都市を圏域における地方創生をけん引する拠点とするため、国における大都市制度改革の議論を加速し、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現に取り組んでいただくことを提案します。

## ■ 一国並みの経済力

単位：10億ドル



## ■ 特別自治市制度創設が求められる背景・必要性

### 指定都市制度の課題

指定都市と都道府県の  
二重行政

大都市特例事務に関する  
不十分な税制上の  
措置

### 横浜市の課題

人口減少・高齢社会  
の到来

公共施設の保全・  
更新需要の増大

国際競争力の低下

課題を解決  
するために

現行の指定都市制度を見直し、  
大都市の能力を十分発揮するため  
「特別自治市制度」が必要

効果

- 二重行政解消による  
行政サービスの質の向上
- 積極的な政策展開による  
経済の活性化

## ■ 横浜市が目指す「特別自治市制度」

特別自治市  
の骨子

- 現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理
- 市域内地方税の全てを賦課徴収
- 県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化
- 特別自治市の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化

### ポイント1

横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない

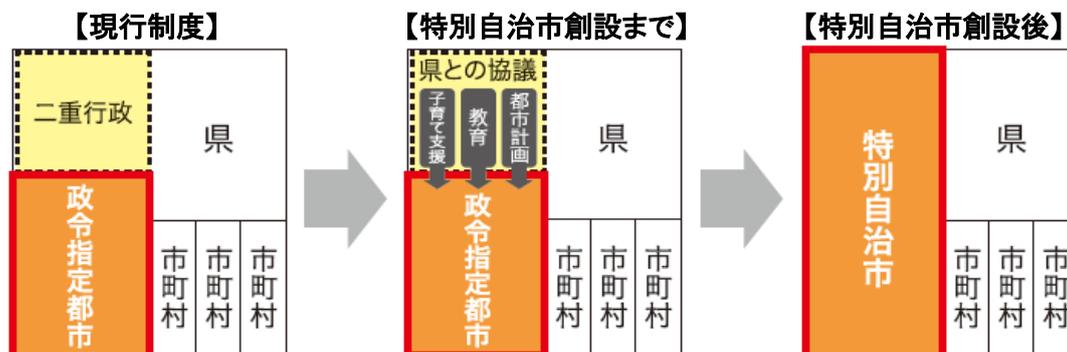
### ポイント2

都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す

### ポイント3

現行制度の下でも、県との協議の場※を設置し、子育て支援、医療、河川管理等、分野ごとに県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく

※ 平成24年6月に設置



# 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 (内閣府、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)

## 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている施設・区域の早期返還
- (2) 横浜ノース・ドックなど返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

## 2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者及び周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染対策、工作物処理等の迅速かつ適切な対処
- (4) 返還施設への基幹的防災拠点整備など国事業の実施及び跡地利用に必要な道路整備など市事業に対する支援
- (5) 公園を核とした整備計画策定への支援

## 3 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や事件・事故等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底

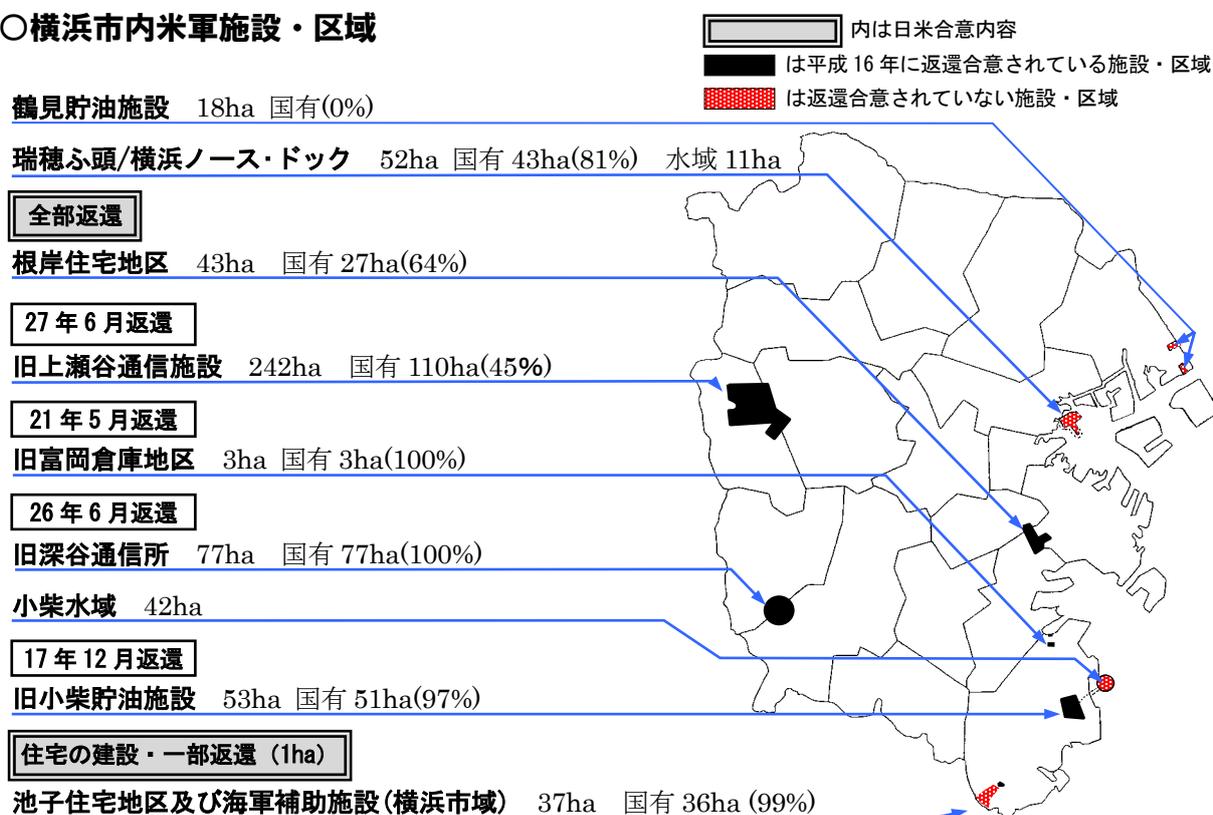
## 4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

- (1) 自然環境の保全及び施設周辺の生活環境の維持向上
- (2) 地元をはじめ、市民への適時適切な説明及び情報提供
- (3) 脆弱な周辺道路に与える負荷軽減のための道路整備・交通対策
- (4) 地域利用ができるような飛び地の整備

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 長年にわたる基地返還の取組が結実し、平成 26 年 6 月に深谷通信所が、平成 27 年 6 月には過去最大面積であった上瀬谷通信施設が返還されました。
- ・ 戦後の接収以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進や国有地の処分条件の特段の配慮が必要です。
- ・ 跡地利用を円滑に進めるためにも、旧上瀬谷通信施設の民有地権者・既存利用者や旧深谷通信所の周辺住民等への十分な説明と丁寧な対応が必要です。
- ・ 今後返還される施設は、返還前から土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じることが必要です。
- ・ 米軍施設跡地は、首都圏に残された貴重な大規模空間であることから、災害対策をはじめ、広域的な視点からの活用をすべきです。
- ・ 米軍施設及びその周辺は、長年の施設提供により、他地区に比べ道路、公園などの都市基盤が極めて立ち遅れており、跡地利用が促進されるようこれらを早急に整備する必要があります。
- ・ 根岸住宅地区に囲まれた土地に日本人世帯が居住し、日常生活上の様々な制約を受けており、国の責任ある対応が必要です。
- ・ 池子住宅等建設については地元の長年の課題となっています。国の責任で地元要望に沿った具体的な措置を講じることが必要です。

## ○横浜市内米軍施設・区域



# 待機児童対策の更なる推進と保育・教育の質の確保（内閣府、厚生労働省、文部科学省）

- 1 保育・教育コンシェルジュ事業の補助基準の見直し
- 2 保育士の確保、保育・教育の質の確保に向けた制度の創設
- 3 幼稚園における小規模保育事業実施に関する基準の見直し

## 【提案の背景・必要性】

### 1 保育・教育コンシェルジュ事業の補助基準の見直し

- ・本市は、全国に先駆けて、保育・教育コンシェルジュを各区役所に配置し、希望する保育所等を利用できなかった方へ、多様な保育サービスを直接紹介し、利用に結び付けています。
- ・保育ニーズの増大に対応するためには、これまでの取組とともに、**保護者が利用申請に至る前にサービスを紹介する機会の充実が重要**であることから、区役所窓口での相談に加え、施設連携や出張相談などのアウトリーチ（関連施設に出向いた情報収集・連携や出張相談など）型の取組を行っています。このため、各区の実情に応じ複数配置していますが、必要なアウトリーチに対し、十分な対応ができていない状況です。
- ・「待機児童解消に向けた緊急対策」においても、保育コンシェルジュの設置促進が挙げられており、対策の推進のためにも、**コンシェルジュの設置拡充が行えるよう補助基準の見直しが必要です。**

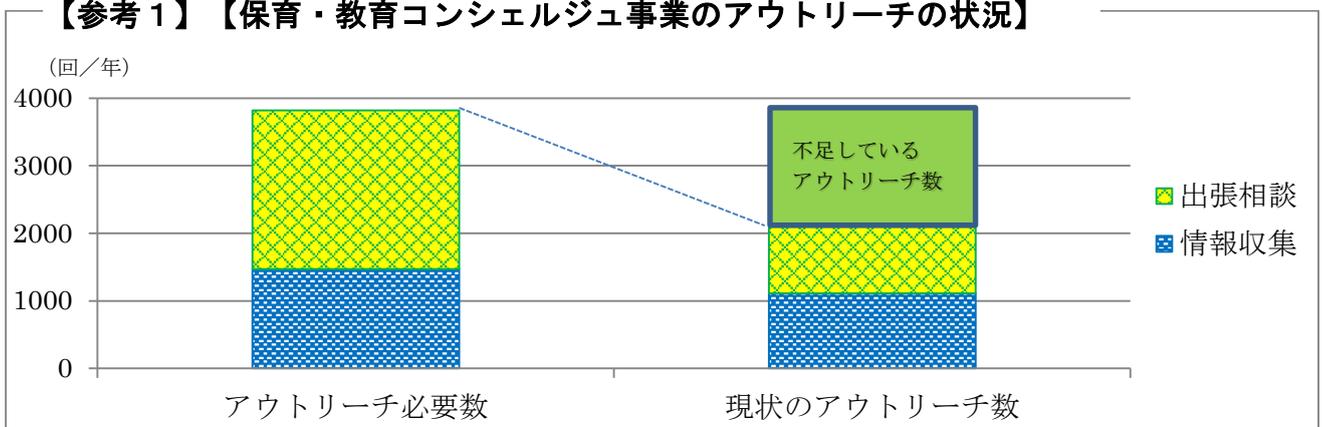
### 2 保育士の確保、保育・教育の質の確保に向けた制度の創設

- ・待機児童対策の推進にあたっては、保育士の確保とあわせて、**保育士がモチベーションを高め、やりがいを持って長く仕事を続けられることが重要**です。就業継続を支援するためには、キャリアなどに応じた評価を行い、それを適切に処遇や配置と連動させる仕組み作りが必要であり、最終的には「**保育・教育の質**」の確保に繋がります。
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」では、保育士の確保に向け、更なる処遇改善を行うとともに、キャリアアップの仕組を構築し、技能や経験を積んだ職員について追加的な処遇改善を行うとの方針が出されました。
- ・人材と質の確保の両面から、**保育士として一定の経験を積んだ場合は、専門性やスーパーバイズ的能力などを認定し、処遇や配置と連動させる制度（「認定保育士（仮称）」制度）の創設を提案**します。

### 3 幼稚園における小規模保育事業実施に関する基準の見直し

- 平成28年4月に内閣府、厚生労働省、文部科学省から、幼稚園における待機児童の受入れに関する考え方が示され、その中で小規模保育事業の実施促進の方針が出されました。
- 待機児童対策として、**幼稚園が主体となり小規模保育事業を実施することは、既存資源の活用の上で有効です。**小規模保育事業の屋外遊戯場を幼稚園の運動場と共用する場合には、両者の面積基準を満たす必要がありますが、**幼稚園の敷地内、園舎内での小規模保育事業の設置を促進するため、園舎と同様の取扱いとすることを提案します。**

【参考1】 【保育・教育コンシェルジュ事業のアウトリーチの状況】



【参考2】 【認定保育士（仮称）のイメージ】

保  
育  
士

#### 【認定保育士（仮称）】

〈役割〉 保育士として経験を積む中で身に付けた高い専門性をもとに、質の高い保育を実践する。

高い専門性を生かして、職場内・外の保育士等への相談・支援や人材育成、スーパーバイズを担う。

地域の関係機関等と連携するとともに地域の子育て支援の充実に貢献する。

※認定制度の実効性を高めるためには、認定の基準を全国で統一し、かつ処遇に反映される仕組みとすることが重要。また、認定資格を複数設け、資格取得に挑戦しやすくする工夫が望まれる。

提案の担当／こども青少年局子育て支援部保育対策担当課長	岡本 今日子	TEL 045-671-4469
こども青少年局子育て支援部保育・教育人材課長	伊藤 ゆかり	TEL 045-671-2706
こども青少年局子育て支援部こども施設整備課長	山本 淳一	TEL 045-671-2376

# 地域における海外展開策の支援拡充・強化 (外務省、経済産業省)

- 1 中小企業の外国人インターン受入れ経費に対する補助の拡充
- 2 戦略的実務者招へいの地方自治体枠の創設

## 【提案の背景・必要性】

### 1 中小企業の外国人インターン受入れ経費に対する補助の拡充

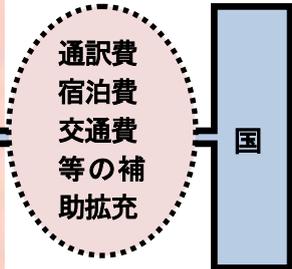
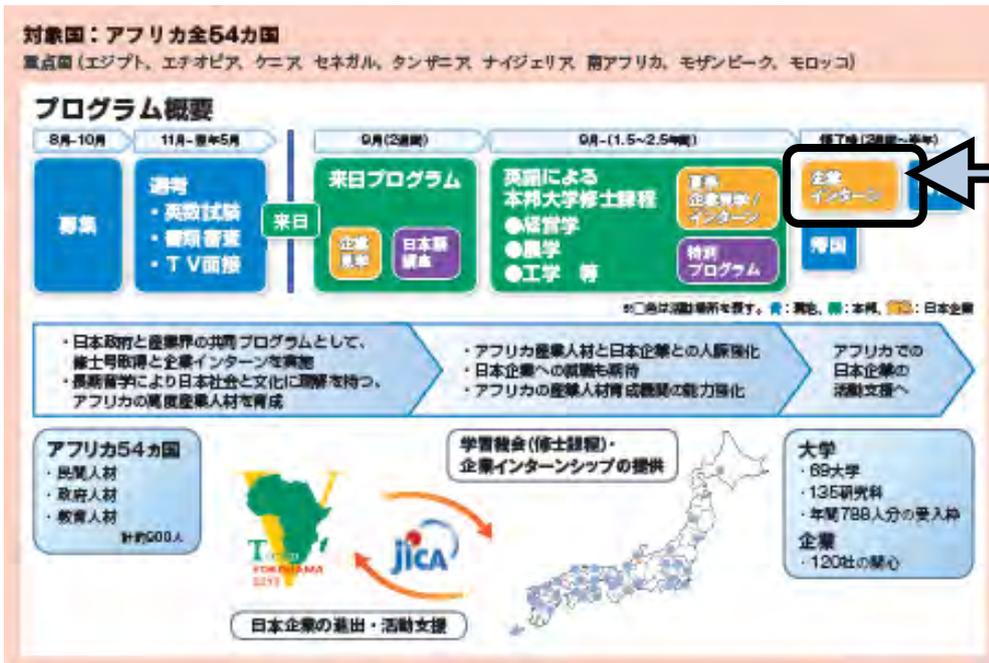
- ・都市が雇用の創出や地域経済の活性化などを通じて国家の成長を先導していくためには、海外都市との連携を一層深め都市としての価値を高めていくことが不可欠です。
- ・そのためには、海外からのインターンの受入れが有効です。インターンを受け入れることにより、海外ビジネスを担う人づくり、親日派・知日派のネットワーク形成などが促進され、市内中小企業の中長期的な海外ビジネス、雇用の拡大・市内経済活性化へとつながります。さらに、地方創生へとつながっていくことも期待されます。
- ・同時に、平成 28 年度外務省予算でも注力されている途上国の「人材育成」など、我が国ならではの国際貢献にも資するものといえます。
- ・たとえば、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)」や「国際即戦力育成インターンシップ事業 (共創促進インターンシップ・インターン受入事業)」は、今後アフリカ市場参入を目指す横浜企業が ABE イニシアティブでインターン受入れを予定するなど、新たな動きにつながっています。
- ・しかし、中小企業にとっては、受入に伴う諸経費 (通訳費・宿泊費・交通費など) の負担は大きく、インターン受入の拡大を阻む大きな要因となっていることから、中小企業に対してこれら経費を補助する制度の拡充が必要です。

### 2 戦略的実務者招へいの地方自治体枠の創設

- ・諸外国において、一定の指導的立場に就いている人物や、将来活躍が期待される人物を招へいすることにより、各国との人脈を構築することは、国だけでなく、都市外交により地域のグローバルな発展を目指す地方自治体の政策にも資するものです。
- ・世界の都市が政策課題を共有し相互理解を促進して、一層の連携強化につなげるため、地方自治体にとってのキーパーソン (都市幹部や文化・経済・教育・観光・メディアなどの分野の民間人を含む) を自治体が戦略的に招へいできる制度が必要です。

# ◆中小企業の外国人インターン受入れ経費補助イメージ

(例) ABEイニシアティブ

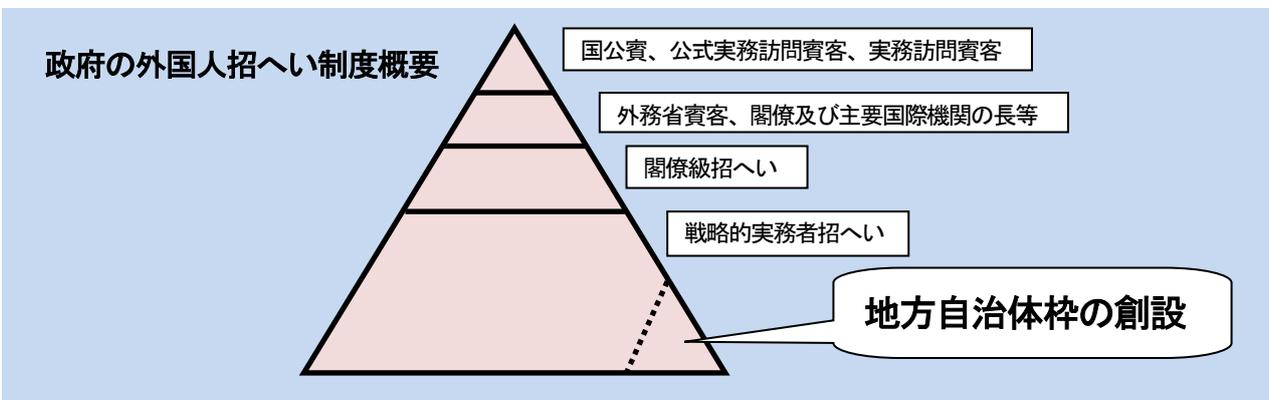


ABE イニシアティブ研修員の表敬訪問



市内企業による研修員の視察受入れ

# ◆戦略的実務者招へいの地方自治体枠の創設



# ラグビーワールドカップ 2019™及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックの競技開催への支援 (文部科学省、国土交通省、総務省、内閣官房)

- 1 ラグビーワールドカップ 2019™決勝戦及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックでのサッカー競技を開催する**横浜国際総合競技場に係る施設整備への支援**
- 2 両大会における競技開催への支援
  - (1) **開催自治体が負担する大会開催・運営に係る経費への財政支援**
  - (2) 日本全体の**機運醸成と普及啓発、競技人口の増加や競技力向上に向けた取組**の実施
  - (3) **輸送手段の確保、警備体制の強化**
  - (4) **外国人旅行者の受入れ促進と多言語対応への支援**

## 【提案の背景・必要性】

- 1 **ラグビーワールドカップ 2019™決勝戦及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックでのサッカー競技を開催する横浜国際総合競技場に係る施設整備への支援**
  - ・ラグビーワールドカップ™は、オリンピック、FIFA ワールドカップと並ぶ世界3大スポーツイベントのひとつで、世界中から大きな注目を集めています。ラグビーワールドカップ 2015 イングランド大会決勝戦では、世界で1億2,000万人がテレビ視聴をしたとされています。
  - ・ラグビーワールドカップ 2019™については、新国立競技場整備計画の見直しにより、横浜国際総合競技場が決勝戦会場となりました。今後、大会の成功に向けて、組織委員会や国と連携を図りながら、着実に準備を進めていく必要があります。特に最も世界の注目が集まる横浜国際総合競技場を決勝戦にふさわしい会場としていくことが求められます。そのための施設や設備の改修等の整備は重要課題であると考えています。3年後に迫る大会に向けて、早急に着手していく必要があります。

- ・さらに、同会場は、2020年には東京2020オリンピックにおけるサッカー競技の会場としても上記同様の対応が求められます。
- ・本年4月に実施された国際統括団体である「ワールドラグビー」による会場視察の結果を踏まえ、今後、決勝戦会場にふさわしいラグビー仕様のピッチの拡張、芝の耐久性の向上をはじめ、競技場内の照明や放送設備などの機能向上ほか、施設の様々な部分での高い水準でのグレードアップが求められることは確実です。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックでも、同程度以上の水準が求められると考えています。そこで、本市の、両大会の成功に向けた施設整備に対して、国からの積極的な財政支援が必要です。

## 2 両大会における競技開催への支援

- ・ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック開催にあたってはセキュリティ対策や医療、輸送、外国人旅行者の受入、バリアフリー対策、多言語対応ほか、競技開催自治体に対応が求められる事項が数多くあります。
- ・国においても、主導的にこれらの対応を行っていただくとともに、競技開催自治体への支援が必要です。
- ・具体的には、開催自治体が負担する大会開催・運営に係る経費について、必要な財政支援を行うことや、両大会の開催に向け、日本全体の機運醸成を図るとともに、普及啓発、競技人口の増加や競技力向上に向けた取組を積極的に実施することが必要です。
- ・また、両大会は、世界3大スポーツイベントであり、国レベルでの対応が必要であるため、観客や関係者の円滑な輸送手段の確保、警備などについて、万全を期すことや、外国からの旅行者の受入れを促進する取組に努めるとともに、開催自治体が行う多言語対応等の取組に対しても支援を行うことが必要です。

# 小学校の児童支援を専任する教員の定数化 (文部科学省)

いじめの早期発見・早期対応をはじめとした児童の抱える諸問題の解決に対し、配置により大きな効果を上げている**小学校の「児童支援専任教諭」の定数化**

## 【提案の背景・必要性】

- ・ いじめや暴力行為、不登校など、児童指導上の諸問題の未然防止・早期解決のために、本市では、平成 22 年度より、「児童支援専任教諭」を小学校に段階的に配置し、平成 26 年度から全小学校へ 1 名ずつ配置しています。
- ・ 児童支援専任教諭は、原則として学級を担当せず、全校的な視野に立ち児童指導の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との連携の窓口となります。
- ・ 児童支援専任教諭の配置により、いじめの認知件数は増加し、いじめの改善率が向上するなど、個に応じたきめ細かな指導や教育を推進する上で大きな原動力となっています。また、多様化する子どもの問題解決に向けて関係機関や地域との連携強化が図られ、子どもを見守る体制の確立につながっています。
- ・ 複雑多様化した課題を解決するために、「チームとしての学校」が求められている中、本市では、児童支援専任教諭の配置によって大きな効果を上げており、他の自治体からも本市の取組を参考に類似の制度が導入されるなど、児童支援専任教諭は全国的にも広がりを見せています。
- ・ 一方で、教職員定数は、法令等による定めがあり、平成 28 年度も国において定数改善が行われましたが、小学校において児童支援を専任する教員を配置するには、いまだ不足しています。そのため、本市予算で非常勤講師等を配置せざるをえず、各自治体が独自にこの制度を導入しようとする、財政面の負担が大きくなるなどの課題があります。
- ・ そこで、小学校における児童をめぐる諸問題の解決に向けて、全国的な制度となるよう、児童支援を専任する教員の定数化が必要です。

## 1 児童支援専任教諭の概要

いじめや暴力行為、不登校、発達障害など、児童が抱える諸問題への対応の中心的役割とともに、関係機関及び地域との連携をすすめる対外的な窓口を担います。平成 22 年度から小学校へ 70 校ずつ段階的に配置し、平成 26 年度から全小学校に 1 名ずつ配置しています。

### 【参考】児童支援専任教諭の配置の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
配置数	70校	140校	210校	280校	341校(全校)	341校(全校)	341校(全校)
予算額	118百万円	235百万円	352百万円	470百万円	573百万円	573百万円	541百万円

## 2 児童支援専任教諭の配置効果

本市におけるいじめの状況（文部科学省 児童生徒の問題行動等調査より）

### （1）児童 1,000 人あたりのいじめの認知件数

平成 21 年度 2.6 件 から平成 26 年度 9.7 件、と配置前に比べ、3.7 倍の増加

### （2）いじめの年度内改善率

平成 21 年度 88.9% から平成 26 年度 99.8%、と配置前に比べ、10.9 ポイント向上

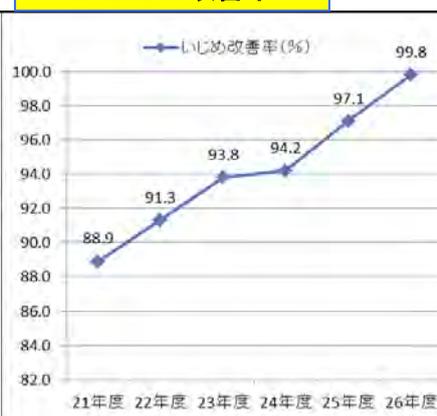
### （3）不登校児童への支援による改善率

平成 22 年度 59.7% から平成 26 年度 67.2%、と配置前に比べ、7.5 ポイント向上

いじめの認知件数



いじめの改善率



不登校の改善率



# 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進（厚生労働省・内閣府・文部科学省）

- 1 貧困の連鎖を防ぐ重層的な子どもの学習支援等の充実
  - (1) 将来の自立に向けた子どもの学習支援等に対する国の補助上限額の撤廃
  - (2) 学校と地域の連携による子どもの学力向上の取組の財源措置の拡充
- 2 大学等進学のための給付型奨学金制度の創設
- 3 ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けた補助制度の拡充
- 4 子供未来応援基金の活用における地方自治体の意見の十分な反映

## 【提案の背景・必要性】

- 1 貧困の連鎖を防ぐ重層的な子どもの学習支援等の充実
  - (1) 将来の自立に向けた子どもの学習支援等に対する国の補助上限額の撤廃
    - ・地方自治体が行う生活困窮者への相談支援や子どもの学習支援などに対する国庫補助が、生活困窮者自立支援法に明記されるなど、国をあげて子どもの貧困対策に力を入れています。本市では、将来の自立に向けた子どもの学習支援や、基礎的な生活スキルを身に付けるための生活支援を積極的に展開しており、高等学校等への進学率以外にも、子ども自身の自己肯定感の向上など、着実にその効果が現れています。
    - ・子どもの学習支援に関する法定の補助率は 1/2 ですが、人口規模に応じて補助金の上限額が定められており、地方自治体が積極的に取り組むほど費用が上限額を超えて、自治体の負担となり、財政的な負担が重くのしかかっています。
    - ・平成 28 年度は、大都市部の状況にも配慮された新たな上限額が設定されましたが、貧困の連鎖を断つための取組をより安定的に実施していくためには、国庫補助上限額の撤廃など更なる財源措置の充実が必要です。
  - (2) 学校と地域の連携による子どもの学力向上の取組の財源措置の拡充
    - ・家庭の事情によらず、全ての子どもたちが将来への夢や希望を持てるよう、学習支援事業の更なる拡充が必要です。国による学習保障として有効な「地域未来塾」の国費負担を、1/3 から 1/2 へ引き上げることを提案します。
- 2 大学等進学のための給付型奨学金制度の創設
  - ・本市調査では、国の貧困線より所得の低い世帯は、約半数が子どもの進学の断念や中退の経験・可能性があり、教育費の不安が大きくなっています。

- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」においても創設に向けて検討することが盛り込まれた「給付型奨学金」は、子どもの学ぶ希望を実現し、「貧困の連鎖を断つ」ために大変有効であるため、早期実現が必要です。

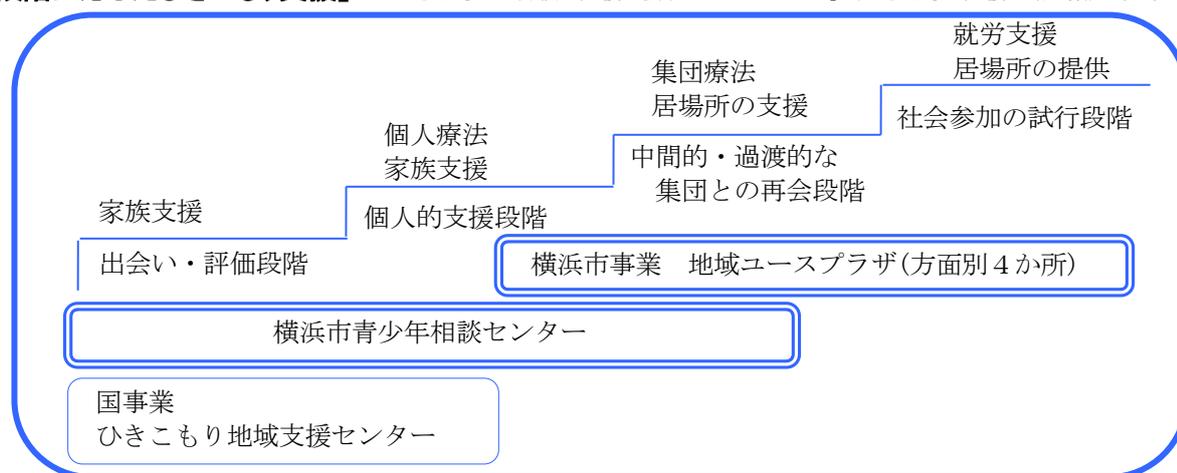
### 3 ひきこもり等の困難を抱える若者の自立にむけた補助制度の拡充

- ・ 本市の若者支援の中核を担う青少年相談センター(ひきこもり地域支援センター)では、相談やアウトリーチに加えて、集団活動、社会参加体験など多様な支援プログラムを活用して支援しています。また、本市独自に青少年相談センターの支所として、常設のフリースペースを有する「地域ユースプラザ」を市内4か所に設置しており、第一次的相談に加え、ひきこもりからの回復期の支援にも力を入れ、自立に成果を上げています。
- ・ ひきこもり等の困難を抱える若者支援には、対象者の状況に応じて段階的に支援を進めていくことが効果的です。多様な支援を柔軟に行うことができるよう1自治体あたり1か所の想定で定められている補助体系について、人口規模や複数か所を想定するなどの拡充が必要です。

### 4 子供未来応援基金の活用における地方自治体の意見の十分な反映

- ・ いわゆる「子ども食堂」と呼ばれる食事の提供を行う子どもの居場所づくりなど、本市においても各地で多様な担い手による、様々な創意工夫を凝らした子どもの貧困対策に資する取組が展開されています。
- ・ 子供未来応援基金を活用した、草の根で支援を行うNPO等へ資金提供は、民間ならではの柔軟な支援が可能です。地域の課題に即した有効な取組が進むよう、地方自治体の意見を十分に反映した基金の活用を要望します。

【段階に応じたひきこもり支援】※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(ひきこもり支援の諸段階)を参考に作成



提案の担当/健康福祉局生活福祉部生活支援課長	霧生 哲央	TEL 045-671-2367
こども青少年局青少年部青少年育成課長	村上 謙介	TEL 045-671-2297
教育委員会事務局指導部学校支援・地域連携課長	高橋 三樹夫	TEL 045-671-3239
こども青少年局青少年部青少年相談センター所長	内田 太郎	TEL 045-260-6613
こども青少年局総務部企画調整課長	渋谷 昭子	TEL 045-671-4280

# 放課後児童健全育成事業の充実（厚生労働省）

- 1 放課後児童支援員等の常勤体制を基本とする制度の導入等
- 2 低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設
- 3 育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充（小学校3年生まで）

## 【提案の背景・必要性】

### 1 放課後児童支援員等の常勤体制を基本とする制度の導入等

- ・ 子ども・子育て支援新制度では、市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づき、小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難となる、いわゆる「小1の壁」の打破に向けて量の確保と質の向上に取り組むことが求められています。
- ・ 本市では、留守家庭児童への対応として、児童や保護者と安定的・継続的な関係を構築するために、従来から、支援員の常勤雇用及び補助員の適正配置を前提とした運営費補助を行っています。
- ・ 新制度施行に伴い、国は「クラブ単位」ごとから「支援の単位（児童の集団の規模）」ごとへ補助制度を拡充したことに加え、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を導入し、消費増税により確保する0.7兆円の範囲での質の改善のための財源措置を行いました。
- ・ 新制度施行に伴い大幅な増額がなされたものの、国の基本運営費に係る補助基準は、放課後児童支援員等を常勤雇用することは前提となっておりません。しかし、児童や保護者と継続的な関わりの中で信頼関係を築くには経験や専門性が必要であり、児童の安心・安全な活動のためには、指導員の常勤雇用・複数体制が必要です。
- ・ さらに、継続的な関わりを重視する観点から、放課後児童支援員としての勤続年数を反映した処遇の確立が必要です。勤続年数に応じた加算は、新制度における「質の改善」として、消費増税以外の0.3兆円を財源とする項目とされているため、確実に財源を確保し、取り組む必要があります。

## 2 低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設

- ・ 留守家庭児童が経済的な理由で利用できないことのないよう、低所得世帯に対して利用料の減免を行った事業者に対し、本市独自の利用料減免加算補助を実施しています。
- ・ ひとり親世帯の貧困率の高さや、国の少子化社会対策大綱における第3子以降を有していない最大の理由が経済的負担であることを踏まえ、ひとり親世帯や多子世帯への減免制度が必要です。
- ・ 保育施策と同様に、国においても、低所得世帯、多子世帯等に対する支援策として、利用料減免制度を創設すべきと考えます。

## 3 育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充（小学校3年生まで）

- ・ 次代を担う子どもたちの育成のため、特に低学年に、子どもが保護者とともに安心して生活できることが重要です。保護者が希望する短時間勤務を取得しやすい環境づくりを強化するため、国として、育児・介護休業法の短時間勤務制度を、小学校3年生まで取得できるよう法改正が必要です。

### 【本市の減免制度の状況】（平成27年度）

事業名 (実施か所数)	<一体型> 放課後キッズクラブ (市内110か所)	放課後児童クラブ (市内222か所)
月あたりの利用料	5,000円	平均13,800円
減免相当額加算補助対象	市民税所得割非課税世帯及び生活保護世帯等	市民税所得割非課税世帯及び生活保護世帯等
加算補助額	2,500円/月	2,500円/月 ※ただし、独自に2,500円を超える額の減免を実施しているクラブ有 ・平均減免額 3,573円/月 (内、補助額2,500円を含む)
【参考】事業所独自に行っている減免制度		・多子減免 114か所 ・ひとり親減免 117か所

# 生活困窮者への自立支援施策の推進（厚生労働省）

- 1 住居確保給付金制度の要件緩和及び対象経費の拡大
- 2 無料低額宿泊事業の適正化の推進

## 【提案の背景・必要性】

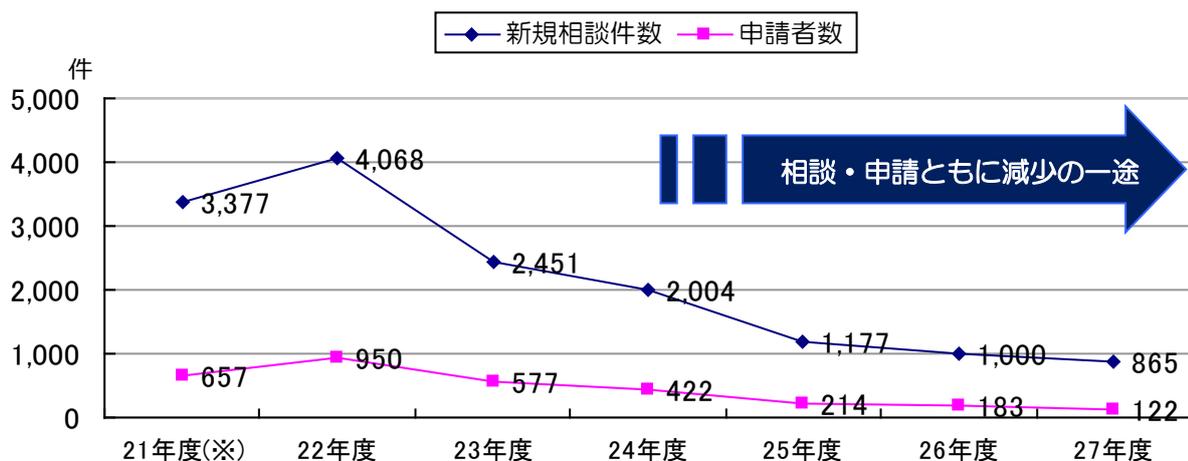
### 1 住居確保給付金制度の要件緩和及び対象経費の拡大

- ・平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、就労による自立を目指す生活困窮者に対し、家賃相当額を有期で支給する「住居確保給付金」の制度が法定化されました。
- ・「住まいの確保・安定」の面から求職活動を支えるという点で、住居確保給付金制度は非常に効果的ではありますが、前身の住宅手当制度が開始された平成21年度以降、対象者は年々減少しており、373万人を超える人口を有する本市でも平成27年度の申請は122件に留まっています。
- ・住居確保給付金に関する相談では、制度上の様々な支給要件を満たさない場合が多く、特に「離職」が要件となっていることで、離職せず働きながら増収を目指す低所得者が対象とならないなど、いわゆるワーキングプアと言われる層への支援にあたり制度が対応できていない状況です。また、支給要件を満たす場合であっても、敷金等の初期経費が対象外のため、費用を工面できず申請を断念する例も少なくありません。
- ・生活困窮者自立支援制度の中で唯一の給付である住居確保給付金制度を、全国共通のセーフティネットとして、より一層機能させていくためには、離職要件の撤廃などの支給要件の緩和や、生活保護における住宅扶助と同様に支給対象を敷金等に拡大するなど、相談者の多様な生活ニーズに応えられるような制度の見直しが不可欠です。

## 2 無料低額宿泊事業の適正化の推進

- ・ 無料低額宿泊所は、社会福祉法に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき届出がされている施設ですが、本市では、国の「無料低額宿泊事業に関する指針」を基に、無料低額宿泊事業のガイドラインを定めています。このガイドラインでは、事業者に対して施設開設の際の事前相談などの規定を設け、事業の適正実施に取り組んでいます。
- ・ 利用者の処遇向上など、事業の適正化を徹底するためには、必要に応じて事業者に対して命令を行うなどの強制的な措置が有効な場合があり、そのための政省令などの法令整備が必要です。

《本市の住居確保給付金(旧:住宅支援給付)の相談件数・申請者数の推移》



(※)21年度は10月からの6か月分

	21年度 (10月～)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談件数	3,377	4,068	2,451	2,004	1,177	1,000	865
申請者数	657	950	577	422	214	183	122

提案の担当／健康福祉局生活福祉部生活支援課長  
健康福祉局生活福祉部援護対策担当課長

霧生 哲央 Tel. 045-671-2367  
小林 秀彦 Tel. 045-671-2374

# 子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 (厚生労働省)

義務教育就学前児童の医療費に対する自己負担額を1割に引き下げる  
健康保険法等の改正

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 少子化の流れに歯止めをかけ、社会の活力を維持していくためには、子どもを  
生み育てやすい社会の実現を目指し、経済的負担の軽減など、国を挙げて子育て  
環境の整備を充実させることが喫緊の課題です。
- ・ とりわけ、子どもの医療費助成は、全ての子どもに関わる施策であり、子育て  
世代の関心及び期待が大きい状況ですが、助成水準は財政状況等により自治体  
間に格差があります。
- ・ 国は、平成 20 年 4 月に義務教育就学前までの医療費について、健康保険制度の  
自己負担割合を2割に軽減する健康保険法等の改正を実施しましたが、医療費  
助成に係る自治体の負担は依然として大きなものとなっており、制度運営にあ  
たって各自治体は財源の確保に苦心しています。

## 【提案内容の説明】

- ・ 出産や子育てに関する医療面での経済的負担の軽減は、本来、ナショナルミニ  
マムの保障に係るものであり、国の責任において環境を整備することが重要で  
すが、まずは、各地方自治体を実施する子どもの医療費助成制度の安定運営及  
び拡充に向けた環境整備のため、義務教育就学前児童の医療費に対する健康保  
険の自己負担割合を更に引き下げ、国が子どもの医療費助成に係る地方自治体  
の負担を軽減することを提案します。

## 横浜市の小児医療費助成制度の対象年齢と助成範囲

※保険診療の一部負担金を助成

年齢	対象診療	所得制限
0歳	通院・入院	なし
1歳～小学3年生	通院・入院	あり
小学4年生～中学卒業	入院	あり

※平成 27 年 10 月より、通院助成の対象年齢を小学3年生まで拡大

## 小児医療費助成の現状

◆…0歳児～就学前児童は、2割負担



各地方自治体が助成

0歳

就学

各地方自治体が独自に  
医療費助成を実施

地方自治体の財政状況等により、  
小児医療費の格差が生じている！！

## 要望事項



各地方自治体が助成

0歳

就学

本来、医療費助成は、全国どの市町村に住んでいても同じ水準で受けられることが望ましい。

義務教育就学前児童に対する医療費の自己負担額を  
1割に引き下げる健康保険法等の改正

# 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の見直し (厚生労働省)

医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置の廃止

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 地方自治体による重度障害者医療費などの一部負担への助成は、本来全国一律に行うべきであるにもかかわらず、国は助成を行っている地方自治体に対し、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じています。
- ・ しかし、ほとんどの地方自治体で一部負担への助成を行っている状況を踏まえると、公的医療保険制度における自治体間の公平性を担保するために行っている減額措置は、既に有効に機能していません。
- ・ 医療費の一部負担への助成は、重度障害者の健康の保持及び生活の安定、子どもの健やかな育成、ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の支援などを目的として、長年に渡って地方自治体が限られた財源の中で行っているものであり、もはや、対象となる市民にとっては住み慣れた地域で暮らしていくためには必要不可欠な制度となっています。
- ・ こうした現状を踏まえると、減額措置をとおして抑制を図ることは、「一億総活躍社会」に向けて少子化対策を進めていくことや、全ての国民に対し障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を求める、国の姿勢とは相いれません。

## 【提案内容の説明】

- ・ 重度障害者、子どもの医療費、及びひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成は、本来、国の施策として行うべきものです。しかしながら、地方が助成を行っている現状を踏まえれば、まず、医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止することを提案します。

## 国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置部分

国民健康保険医療費の財源構成中、

国のモデル：公費50%部分（残り50%は保険料）

国 費 (41%)	療養給付費等負担金 (32%)	実際に交付される部分
		減額措置部分
	調整交付金(9%)(※)	
県費(9%)		

※本市は普通調整交付金（医療費分）について平成26年度までは不交付であるため、本来想定されていない市費5.5%、保険料3.5%上乗せで賄っています。

## 本市が一部負担への助成を行っていることで減額された 国民健康保険に係る国庫負担金の額（平成26年度）

重度障害者医療費助成	▲ 1, 271, 771千円
小児医療費助成	▲ 170, 019千円
ひとり親家庭等医療費助成	▲ 159, 573千円
合計	▲ <u>1, 601, 363千円</u>

提案の担当／健康福祉局生活福祉部保険年金課長	畑岸 眞哉	TEL 045-671-2373
健康福祉局生活福祉部医療援助課長	岩崎 均	TEL 045-671-3694

# 介護保険制度に係る改善（厚生労働省）

- 1 介護人材確保に係る処遇改善
- 2 要支援・要介護認定事務の効率化

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 介護人材については、2025年までに全国で約37万人の不足が生じる見込みとされており、地域包括ケア実現に向けて最優先の課題となっています。とりわけ、都市部において高齢化が急速に進む中で、介護人材の確保は、喫緊かつ重要な課題です。
- ・ 介護従事者の賃金等の処遇が他の業種と比較して低いことが、人材確保を難しくしていると指摘され、加えて、昨今の景気回復や他業種での賃金改善の影響で人材不足の拡大が懸念されており、次期介護報酬改定に向け更なる改善が必要です。
- ・ 更に、要介護認定者数が増加する中、介護サービス利用者やその家族、行政の負担軽減も必要です。

## 【提案内容の説明】

### 1 介護人材確保に係る処遇改善

- ・ 平成27年度の制度改正において、介護職員1人当たり月額1万2千円相当増額し、2万7千円相当の加算が受け取れるように、処遇改善加算の拡充が行われました。しかし、介護職員の給与額は全産業平均と比較すると約11万円の格差があり、多くの介護事業者にとって介護従事者の採用が困難な状況にある等、処遇改善の効果は十分とは言えません。
- ・ 次期介護報酬改定に向けては、今後の介護人材の確保対策を検討する中で、他業種の賃金水準等も考慮に入れ、現行の「介護職員処遇改善加算」の更なる改善・充実が必要です。

### 2 要支援・要介護認定事務の効率化

- ・ 介護認定の有効期間は、期間満了後も引き続き要介護状態と見込まれる場合は、「更新申請」を繰り返す必要があり、利用者や家族の大きな負担であるとともに、行政の事務負担が増える原因にもなっています。
- ・ 負担軽減のため、申請区分ごとに定められている設定可能な有効期間の範囲を、「新規申請」と「区分変更申請」では、最大12か月を24か月に、「更新申請」では、最大24か月を36か月に延長することと、要介護5で心身の状況が悪化し、今後の改善が見込まれない者に対する「更新申請」は不要とするよう、制度の見直しを提案します。

## ■介護職員と全産業平均との賃金格差（平成27年度 賃金構造基本統計調査）

○きまって支給する現金給与額（企業規模10人以上）

全産業平均	33.3万円	
ホームヘルパー	22.5万円	(▲10.8万円)
福祉施設介護員	22.4万円	(▲10.9万円)

## ■「介護職員処遇改善加算制度」の経緯

○平成21年度～平成23年度 処遇改善交付金制度（介護報酬改定率 +3%）

・介護職員の賃金を月額平均1.5万円相当引き上げ

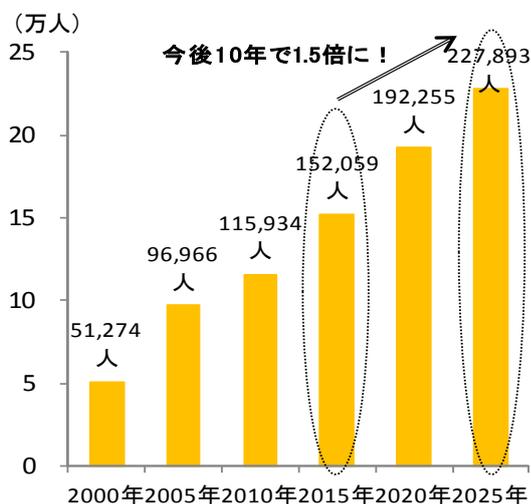
○平成24年度～平成26年度 処遇改善加算制度を創設（介護報酬改定率 +1.2%）

・月額平均1.5万円相当引き上げ

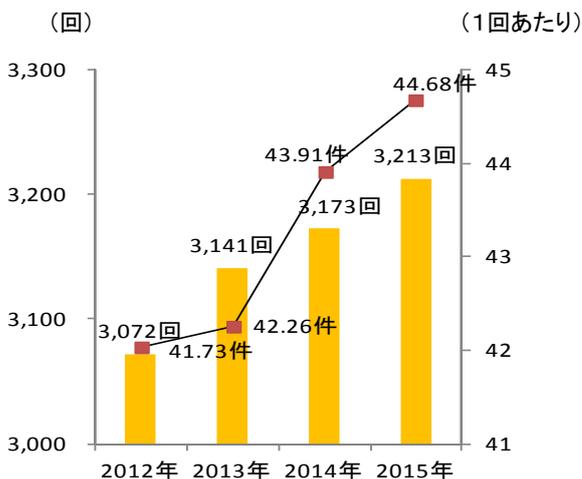
○平成27年度～平成29年度 処遇改善加算制度を拡充（介護報酬改定率 ▲2.27%）

・月額平均1.2万円相当上乘せし、拡充を図る

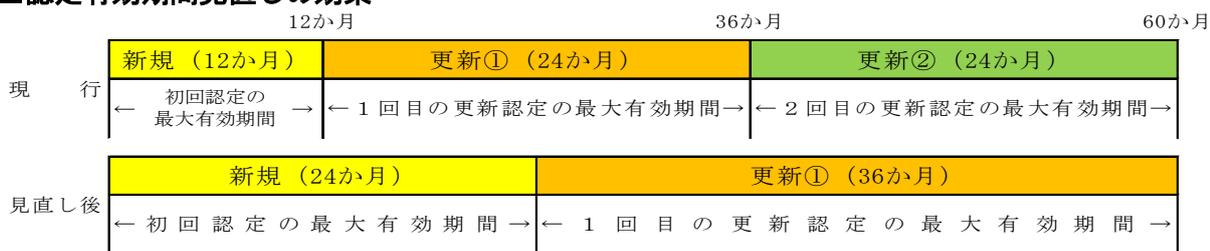
## ■要介護認定者数の推移と将来推計



## ■介護認定審査会開催回数と1回あたり審査件数の推移



## ■認定有効期間見直しの効果



※認定有効期間を見直すことで、上記の例のとおり5年間（60か月）で更新の回数が減少する可能性がある

## ■二次判定における前回からの変化（重度者）

区分		前回の二次判定からの変化			
		重度化	変化無し	軽度化	合計
前回	要介護5	—	4,787件 (70.9%)	1,963件 (29.1%)	6,750件

提案の担当／健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長  
健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長  
健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課長

赤澤 俊之 TEL 045-671-4251  
壺井 達幸 TEL 045-671-3641  
佐藤 泰輔 TEL 045-671-4250

# 子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する支援策の充実（厚生労働省）

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の支給決定の迅速化
- 2 医療機関における理解の促進

## 【提案の背景・必要性】

- ・本市では、子宮頸がん予防ワクチン接種後に症状が生じた方について、独自に医療費及び医療手当を給付するなどの支援策をいち早く講じ、また、100名以上の方から寄せられた相談にきめ細かく対応し、接種後の症状で苦しむ方が直面する様々な課題を把握してきました。
- ・現在、国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」）による救済が行われていますが、これまで、**本市が把握した課題の解決や国による支援体制の更なる充実が必要です。**
- ・地方自治体では衛生部門と教育部門に相談窓口を設置し、患者の学習支援や教育現場との連携等、患者の生活を支えるための相談体制をとっています。
- ・今後、就職やその後の生活に関わる問題が生じることから、症状で苦しむ方の現状を把握するとともに、**将来の課題も見据えた具体的な支援策に関する議論を国において、継続することが必要です。**

## 【提案内容の説明】

- 1 **子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の支給決定の迅速化**
  - ・子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済においては、審査そのものが中断していたことや、症状が多岐に渡り様々な医療機関で受診しているため、申請書の準備や審査機関による確認等が長期化して、支給決定までに時間を要するという声が寄せられています。
  - ・そこで、①当面の間、子宮頸がん予防ワクチンによる健康被害救済を優先して対応すること、②症状が多岐に渡る病態であることを踏まえて申請書類を簡素化す

ること、③PMDA や国における処理期間を短縮することなどにより、ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の支給決定を迅速に行うことを提案します。

## 2 医療機関における理解の促進

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状の治療においては、協力医療機関における診療体制の充実や、一般の医療機関における患者の方への理解が必要です。また「子宮頸がん予防ワクチン接種との関連を疑って症状を訴える患者がいることを念頭に置いて診療する。」という基本的な姿勢も求められます。
- ・ そこで、日本医師会及び日本医学会から発刊されている「HPV ワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引き」を改めて周知・徹底し、受診しやすい環境が整えられることを提案します。

### 【これまでの経緯】

- 平成 23 年 2 月 国の基金を活用し、任意接種として子宮頸がん予防ワクチンの公費負担を開始。約 7 万 5 千人（延べ約 20 万件）に接種。
- 平成 25 年 4 月 定期予防接種化。
  - 6 月 重篤な症状を訴える事例の報告が複数あったため、国が接種の積極的勧奨を差し控えるよう勧告。
  - 12 月 横浜市会本会議にて全会一致で国に対する意見書（勧奨差し控えの継続、医療体制の充実、学校生活の支援）を提出。
- 平成 26 年 6 月 本市独自の医療支援（医療費・医療手当）を開始。
- 平成 27 年 8 月 神奈川県が本市と同様の医療支援を開始。
  - 9 月 国の審議会で「健康被害救済の審査を開始する」ことを決定。
  - 10 月 独自の医療支援制度を 10 月末までとすることを決定（神奈川県も同様）。支給対象となっていた方に通知。

# 地域医療構想の実現のために必要な措置の実施 (厚生労働省)

- 1 医療計画の策定等に係る事務・権限の移譲
- 2 2025年の必要病床数を、次期医療計画の基準病床数へ速やかに反映
- 3 地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定

## 【提案の背景・必要性】

### 1 医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲

- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制の確保のため、各都道府県は地域医療構想を策定しています。地域医療構想が含まれる医療計画についても、医療法の規定により都道府県が定めていますが、本市では、方面別の地域中核病院や救急医療体制の整備など独自に医療政策を展開し、各医療関係団体とも協力関係を構築しています。373万人の人口規模を有し、また、基礎自治体として地域の実情を把握している本市においては、自ら主体的に計画を策定できるよう、制度改正を提案します。

### 2 2025年の必要病床数を、次期医療計画の基準病床数へ速やかに反映

- ・ 本市では、2025年に約7千床の病床が不足すると推計されており、その後も入院患者数は2040年まで増え続ける見込みです。
- ・ 県の医療計画の基準病床数による総量規制により、市域内に、新たな医療機関を整備することが困難であり、医療サービスの提供に支障がでることが想定されることから、平成30年度からの次期医療計画では、2025年の必要病床数を速やかに基準病床数に反映すべきです。

### 3 地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定

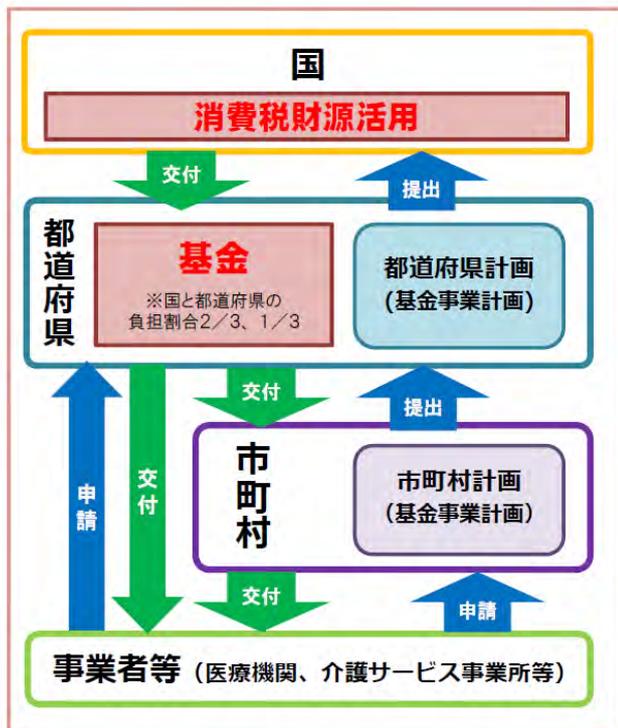
- ・ 地域医療介護総合確保基金で実施する事業は県全域を対象に県が事業計画を策定しますが、その事業効果が県域全体に及ぶことが必要とされており、本市の将来的な地域医療の課題解決につながるような活用につながっていません。
- ・ 県内でも地域間で医療に関する事情や課題は異なるため、県単位ではなく、市として主体的に計画を策定して、基金を執行できる仕組みが必要です。

## ＜横浜市における 2025 年の必要病床数（見込み）＞

	2014 年の病床数 (病床機能報告)	2025 年の必要病床数 (調整後の推計値)	不足病床数
高度急性期	6, 311 床	4, 175 床	△2, 136 床
急性期	10, 067 床	10, 622 床	555 床
回復期	1, 939 床	8, 818 床	6, 879 床
慢性期	4, 390 床	6, 402 床	2, 012 床
未選択等	228 床	—	
合計	22, 935 床	30, 017 床	7, 082 床

※現行の基準病床数（平成 25～29 年度）・・・22, 190 床

### ■地域医療介護総合確保基金の概要



#### 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保 (関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

#### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

# 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療提供体制の整備と充実（厚生労働省）

地域包括ケアシステムの構築に向け、かかりつけ医が在宅医療に積極的に取り組めるような制度の確保

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 地域包括ケアシステムを実現するためには、医療と介護の連携及び在宅医療を担うかかりつけ医の育成・確保が重要です。
- ・ そのため、本市では横浜市医師会と協働し、市内全区に在宅医療連携拠点を置き、各拠点では医師向けに在宅医療に関する研修を行うほか、医師間のバックアップシステムづくり等を通じて医師確保に努めています（介護保険地域支援事業）。また、在宅医療に関心を持つ医師を対象に在宅医療を行っている医師が講師として同行訪問する「平成 28 年度地域在宅医療推進事業」を横浜市医師会と協働で実施し、在宅医療を行う医師を養成していきます（28 年度地域医療介護総合確保基金）。
- ・ 本市では上記のように様々な施策を講じていますが、現在の在宅療養支援診療所の施設基準である「24 時間体制の患者の往診」や「緊急時の連絡体制の確保」等がネックとなって、新たに在宅医療を始めるかかりつけ医がなかなか増えないことが最大の課題となっています。
- ・ しかし、2025 年の在宅医療需要を見据えると、より多くの医師がそれぞれが可能な範囲で在宅医療に取り組める環境を整え、在宅医療を行う医師の確保を加速する必要があります。

## 【提案内容の説明】

- ・ 在宅医療を行う医師の裾野を広げるためには、現在の在宅療養支援診療所の類型を多様化することにより、市内の診療所が、より在宅医療を行いやすくすることが必要です。
- ・ その上で、増加する在宅医療ニーズに対応するため、日中対応を行う診療所、24 時間対応の診療所、より重篤な患者に対応する診療所等が重層的にカバーしあうことができる制度の構築を提案します。

【団塊の世代が75歳以上となる2025年における横浜市の各種推計値】

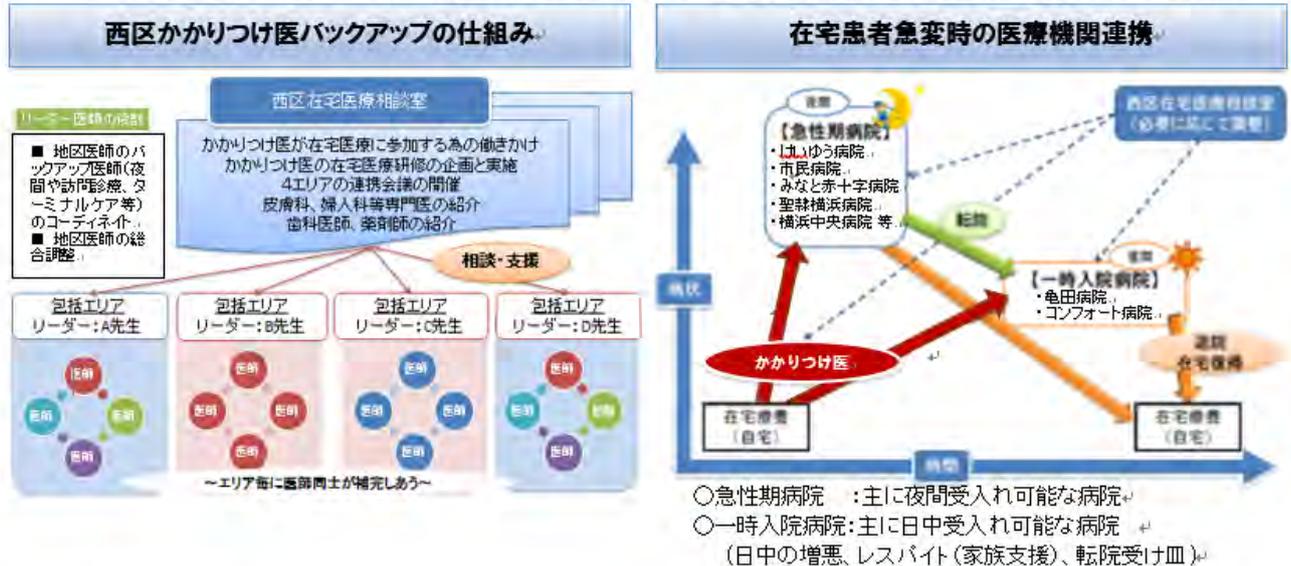


【横浜市在宅医療連携拠点事業（18区） 事業概要】

横浜市医師会と協働し、在宅医療を担う医師への支援や、在宅介護を担うケアマネジャーなどに対する相談・支援等を実施する(平成27年4月からは、介護保険法「地域支援事業」として制度化)

- 職員体制: 介護支援専門員の資格を有する看護師等2名・事務職員1名(医師会医師の支援あり)
- 開設場所: 各区医師会館・訪問看護ステーション等
- 事業形態: 横浜市から各区医師会へ事業委託により実施  
(相談・支援業務、医療連携・多職種連携業務、市民啓発業務)

<参考> 西区事例: かかりつけ医バックアップの仕組み・在宅患者急変時の医療機関連携(バックベッド)



【在宅医療に関する指標（横浜市）】

	平成27年	平成37年
総人口	3,725千人	3,718千人(1.00倍)
高齢者人口(75歳以上)	410千人	586千人(1.43倍)
一般診療所	2,961か所	—
在宅療養支援診療所	346か所	—

# 公立病院の再整備に対する支援制度の充実 (厚生労働省)

- 1 都心部における災害医療拠点の整備に対する支援
- 2 感染症センター（仮称）に対する支援
- 3 外国人患者の受入れ強化に対する支援

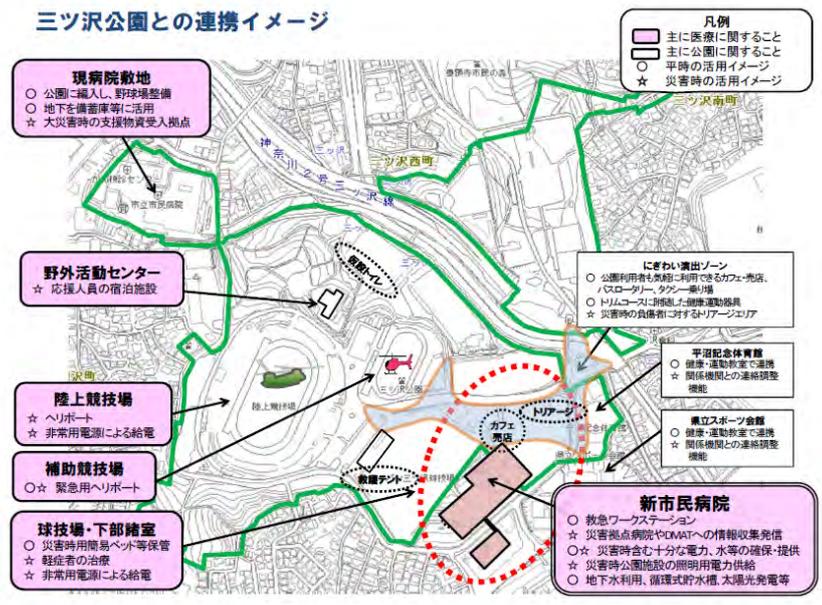
## 【提案の背景・必要性】

- ・ 地方自治体が整備・運営する病院は地域医療の中核を担うことが多く、本市においても、将来にわたり高度・先進医療等を提供し、本市の医療全体をけん引していく役割を担っています。さらに、災害医療や感染症医療など、採算面において民間では対応が困難な医療の充実にも取り組む必要があります。
- ・ 「地域包括ケアシステム」の実現に向け、在宅医療・介護との連携を強化し、地域全体で支える医療・介護を目指した取組を推進するための体制整備も必要です。

## 【提案内容の説明】

### 1 都心部における災害医療拠点の整備に対する支援

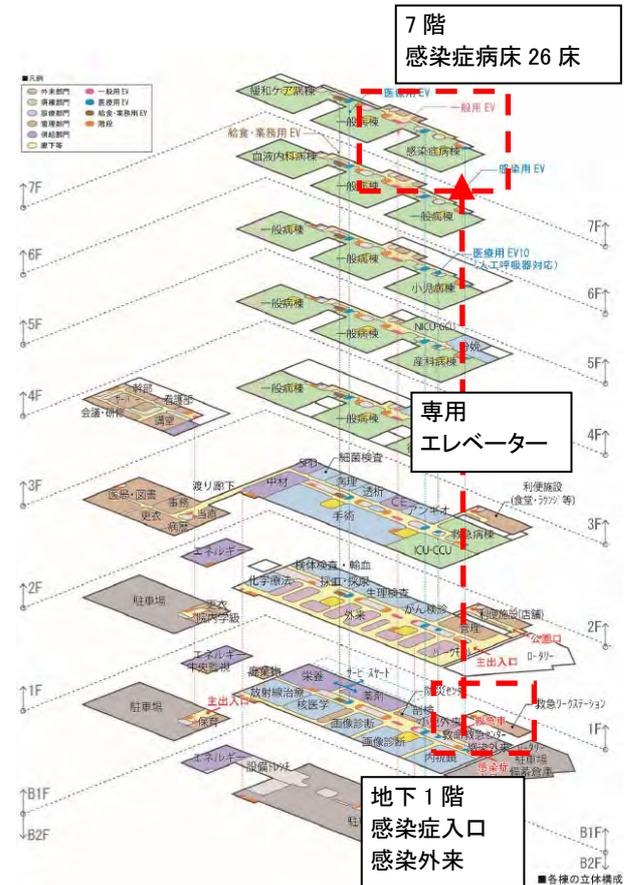
- ・ 横浜市立市民病院は、昭和 35 年の開院以来、増床を図りながら政策的医療の提供に努めてきましたが、建物の経年劣化・狭あい化が著しいため、再整備事業を進めます。
- ・ 東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、新病院では災害拠点病院としての機能を強化するとともに、隣接する三ツ沢公園及び周辺施設も活用できる利点を活かし、市内臨時拠点や他都市から派遣されるDMATとも連携しながら一体的な災害医療活動に取り組みます。
- ・ 都心部における災害医療拠点の取組に対し、病院の災害医療機能だけでなく、帰宅困難者を受け入れるための諸設備、救急患者や大量の必要物資等の動線確保なども対象とした対応が必要となります。



- ・ このため、運動公園と災害拠点病院とが一体となる災害医療活動の取組への支援を行うことができるよう、補助制度の拡充を要望します。

## 2 感染症センター（仮称）に対する支援

- ・ 市民病院は、第一種・第二種感染症指定医療機関として専門病床 26 床を有し、神奈川県での感染症対策の拠点としての役割を担っています。新病院では、大都市におけるパンデミックや新種の感染症にも対応できる診療機能に加え、地域において感染症に対応できる医療人材を育成するための教育・研修機能も有する**感染症センター（仮称）**を整備します。
- ・ 感染症施設・設備の整備に対する現在の補助制度では、建築単価、病床専有面積ともに十分ではないため、**整備費の負担が公立病院の経営にとっては大きなものとなります。**政策的医療としての感染症対策を行っていくためには、補助制度の拡充が必要です。



## 3 外国人患者の受入れ強化に対する支援

- ・ 日本の観光立国実現の動きの中、横浜を訪れる、または定住する外国人の数は、今後大幅に増加すると想定されます。新病院では、国際標準サインや多言語対応、通訳ボランティアの推進など、言語・文化・宗教等が異なることを尊重しながら外国人が安心して必要な医療を受けられる環境を整備する必要があります。
- ・ また、医療制度が異なる外国人患者を受け入れることで発生する未収金リスクへの対応も拡大することが想定されており、外国人患者受入体制の整備について、国による支援の拡大が必要です。

# 容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し、並びに適正処理困難廃棄物対策の促進（経済産業省、環境省）

## 1 容器包装リサイクル制度の見直し

- (1) リサイクル手法ごとの引取り品質基準の設定と各地方自治体によるリサイクル手法の選択制への変更
- (2) プラスチック製品もリサイクルが可能となるよう制度の見直し

## 2 家電リサイクル費用の前払方式の導入

## 3 適正処理困難廃棄物対策の促進

- (1) 指定廃棄物の品目の追加と一般廃棄物処理ルート of 構築
- (2) 製造者・販売者による回収・処理の義務付け

### 【提案の背景・必要性】

#### 1 容器包装リサイクル制度の見直し

- ・現在の「プラスチック製容器包装引取基準」は、「材料リサイクル」を前提としており、汚れの付着したプラスチック製容器包装は「材料リサイクル」の支障となるため、それを取り除くための選別作業が必要になり、多くの労力がかかります。
- ・一方、プラスチック製容器包装を化学的に分解してリサイクルをする「ケミカルリサイクル」であれば、汚れていてもリサイクルは可能です。
- ・汚れたプラスチック製容器包装もリサイクルできるように、材料リサイクルを前提とした画一的な引取基準ではなく、リサイクル手法ごとに引取基準を設定し、かつ各自治体がリサイクル手法を選べるよう制度を変更すれば、残さが減少し、環境負荷の低減が見込まれ、社会全体のコストの削減が期待できます。
- ・また、プラスチック製容器包装と同じ素材である「プラスチック製品」をリサイクルの対象外としている現在の制度は、住民にとって分かりにくく理解が得られにくいものであるため、制度の見直しが必要です。

#### 2 家電リサイクル費用の前払方式の導入

- ・家電リサイクルに係る費用は、消費者が排出する際に支払う「後払方式」ですが、費用負担をしたくない等の理由により不法投棄や違法な回収業者への家電の引渡しが多く発生し、その防止や取締りなどの対応に苦慮しています。
- ・平成 26 年 10 月に公表された、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」にもあるとおり、前払方式について、引き続きの検討が必要です。

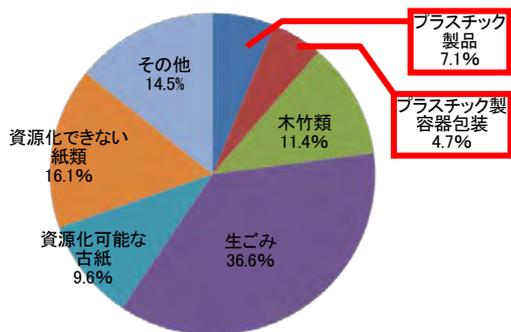
### 3 適正処理困難廃棄物対策の促進

- ・引火性廃油や農薬などの化学薬品等については、適正処理を行える事業者が近くに存在しない地方自治体が多く、収集を行っていないため、家庭内で保管され続ける傾向にあります。
- ・一般廃棄物の処理は地方自治体の責任ですが、多くの地方自治体が対応に苦慮しており、不法投棄の防止の観点からも、地方自治体ごとの対応ではなく、国が率先して処理困難物として品目指定し、廃棄物処理法に沿って処理ルートを構築する必要があります。
- ・その上で、生産者責任の観点も踏まえた、製造者・販売者も負担する回収・処理ルートを確立する必要があります。

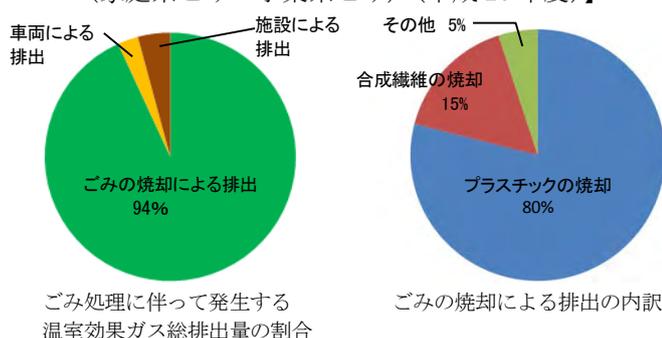
#### ●容器包装リサイクル制度の見直し

品目	現状	提案
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引取品質基準が厳しいため、ケミカルリサイクルで原材料として使用できるものも残さとなっている。</li> <li>・地方自治体が再商品化手法を選択できれば、中間処理費用が削減できる可能性がある。</li> </ul> (本市の再商品化実績:材料リサイクル8%、ケミカルリサイクル 92% (平成27年12月末現在))	 再商品化手法ごとの引取基準の設定と入札条件の変更
プラスチック製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該リサイクル制度の対象となっていないため、焼却処理されており、温室効果ガス排出の主な要因となっている。</li> <li>・プラスチック製容器包装と同一素材であっても制度の対象外となるため、市民の理解が得られないものとなっている。</li> </ul>	 当該リサイクル制度の対象となるよう制度の見直し

【横浜市における家庭系燃やすごみの組成調査結果 (平成26年度)】



【ごみ処理における温室効果ガスの排出状況 (家庭系ごみ・事業系ごみ) (平成26年度)】



# 廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実（経済産業省）

## 地方自治体が行う発電事業の安定と電力小売全面自由化に対応した、小売電気事業者の審査等に係る国の支援

### 【提案の背景・必要性】

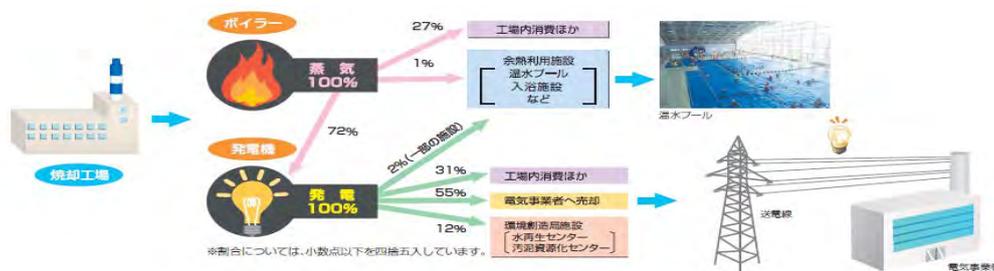
- ・ 本市では、廃棄物発電での余剰電力を平成 17 年より競争入札により、特定規模電気事業者（以下、「PPS」）に売却してきました。
- ・ 昨年度、契約先であった PPS の経営状況が悪化し、平成 28 年 4 月に破産したことから、約 7 億円が未収金となっています。他都市でも同様の事例が発生しており、全国の地方自治体の未収金の合計は 39 億円を超えるとの報道もあります。

### 【提案内容の説明】

- ・ 契約当事者である地方自治体が、契約締結に当たり相手先の経営状況を把握することが前提ですが、平成 28 年 4 月 1 日から、電力システム改革の一つである電力小売全面自由化が始まり、規模や業種が多様であり、かつ、200 社を超える多数の小売電気事業者の登録がある中で、地方自治体が個別に経営状況を把握することには限界があります。
- ・ 地方自治体が行う市民サービスに影響が出ることのないよう、小売電気事業者の登録申請時の審査に加えて、登録後も、定期的に経営状況を確認するなど、国による支援が必要です。

現 状	提 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業を営むための小売電気事業者として登録する必要があるが、<b>経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみ</b></li> <li>平成 28 年 4 月 1 日から、電力システム改革の一つである電力小売全面自由化が始まり、規模や業種が多様であり、かつ、200 社を超える多数の小売電気事業者の登録がある中で、<b>地方自治体が個別に経営状況を把握することには限界</b></li> </ul>	<p>登録時のみならず、定期的に<b>経営状況を確認</b></p>
	<p>経営状況が悪化した小売電気事業者は登録を取り消す措置を行うなど、<b>審査体制を強化</b></p>

【横浜市でのごみ焼却余熱の有効利用】



【横浜市における売電収入の推移】



# パーソナルモビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの推進（国土交通省）

- 1 超小型モビリティをはじめとしたパーソナルモビリティの実用化へ向けた早期の制度構築
- 2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

## 【提案の背景・必要性】

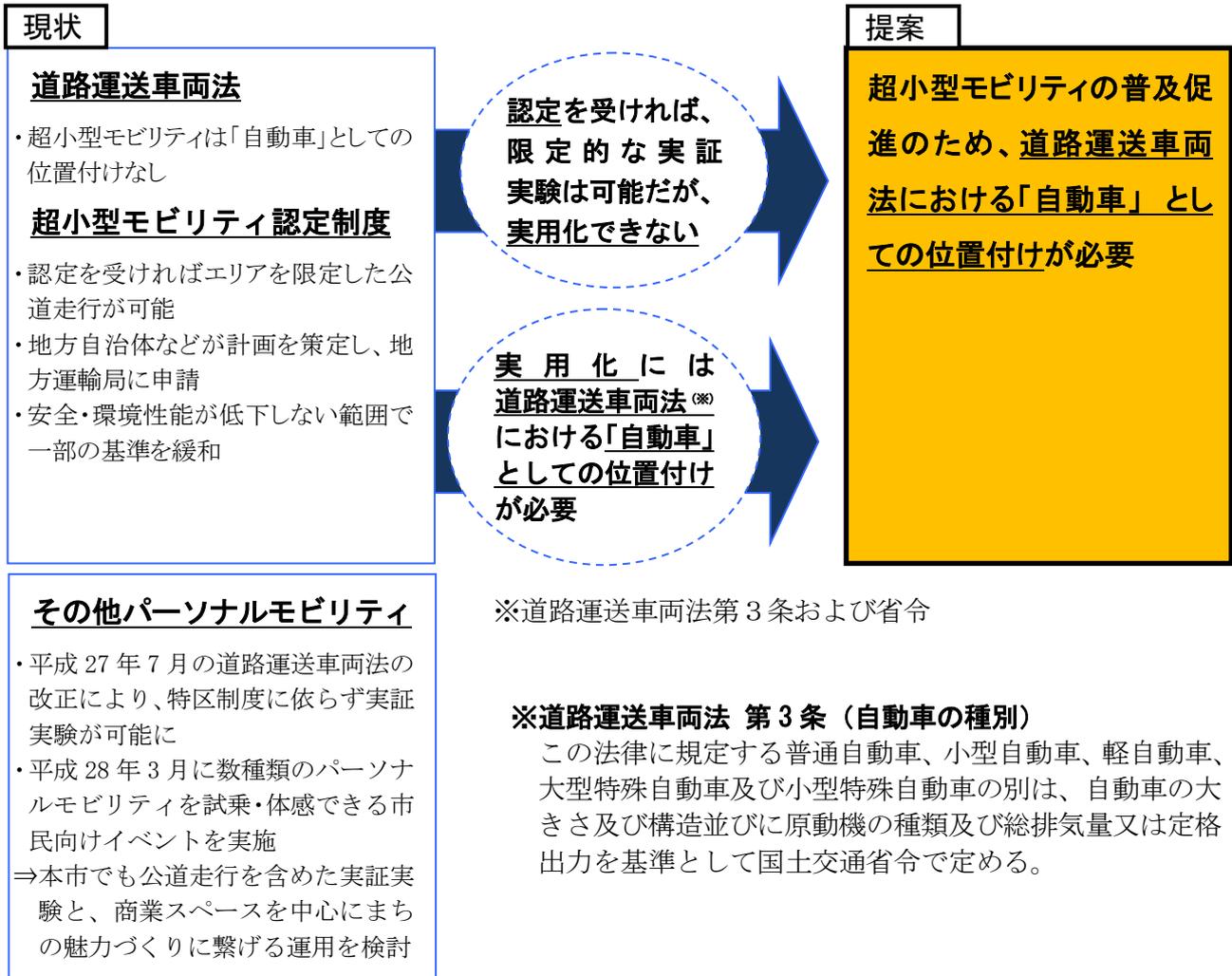
### 1 超小型モビリティをはじめとしたパーソナルモビリティの実用化へ向けた早期の制度構築

- ・ 環境や高齢化などの課題に対応し、様々な施策を進めることで、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指す「環境未来都市」の取組の一環として、本市ではこれまでにない、新たなパーソナルモビリティの実用化を目指した実証実験を行っています。
- ・ 超小型モビリティは、低炭素社会を実現するための重要なツールであり、実用化を進めるためには、「超小型モビリティ認定制度」による規制緩和に止まらず、道路運送車両法で「自動車の種別」として位置付けるなど、早期の制度構築が必要です。

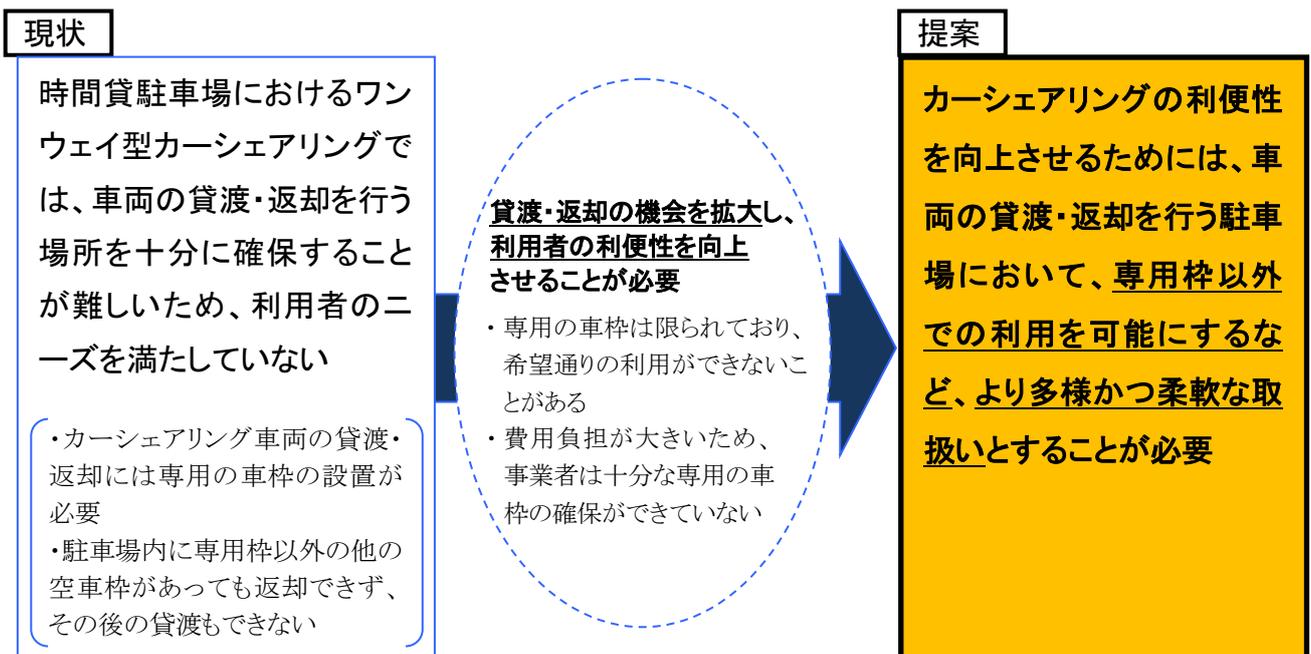
### 2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

- ・ ワンウェイ型カーシェアリングは、平成26年3月に道路運送車両法の法解釈が明確化され、無人の駐車場においても、ITの活用等により、これを「使用の本拠の位置」と定め、貸渡・返却処理が可能となりました。
- ・ 今後、カーシェアリングの利便性を拡充するには、自動車の貸渡・返却を行う駐車場について、専用枠以外での利用を可能にするなど、より多様かつ柔軟な取扱いとする必要があります。

# 1 パーソナルモビリティの実用化へ向けた早期の制度構築



# 2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和



# 公共施設の老朽化対策の推進（国土交通省、文部科学省）

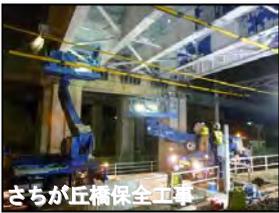
- 1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の公共施設の老朽化対策として、メンテナンスサイクルを確実に循環させるため、**防災・安全交付金の所要額確保**と地方が行う計画的な**老朽化対策事業への重点的な配分**
- 2 **防災・安全交付金の対象施設及び事業の拡充**
- 3 老朽化対策を含む教育環境の改善を着実に進めるため、**学校施設環境改善交付金の所要額確保**

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 市民生活やあらゆる社会経済活動を支える、道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の公共施設は、高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備されており、今後 20 年間で老朽化する施設が急速に増加します。
- ・ 国より示された「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）や「社会資本整備重点計画」（平成 27 年 9 月）では、国や地方自治体等の管理者が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築すること等が掲げられました。
- ・ 施設の老朽化対策については、個別施設ごとの計画に基づき、施設の点検・診断から、修繕・更新までを、適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施し、メンテナンスサイクルを確実に循環させることで、市民の安全・安心を確保することはもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算の平準化を図ることが可能となります。
- ・ 学校施設は子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害の発生時には市民の命を守る拠点となる**大変重要な場所**でもあります。一方で、本市の学校施設の老朽化が深刻な課題となっており、**老朽化対策を含む教育環境の改善**が急務となっております。早急に対処しなければ、適切な教育環境が確保できなくなる事態が想定されます。

**【提案内容の説明】**

- ・ 老朽化対策を支援する国の制度である防災・安全交付金については、公共施設のメンテナンスサイクルを確実に循環させられるよう所要額を確保し、地方が行う計画的な老朽化対策事業に重点的に配分するとともに、交付対象施設・事業の拡充が必要です。
- ・ 適切な教育環境の確保は、国及び地方自治体の責務です。地方自治体が学校施設の老朽化対策や環境改善を適時適切に行い、良好な教育環境を維持できるよう、学校施設環境改善交付金について、地方が事業実施に必要とする所要額を確保することを強く求めます。



**1 防災・安全交付金の所要額の確保と、老朽化対策事業への重点的な配分**

現状	提案
道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設など、膨大な量の公共施設のうち、老朽化する施設が今後急速に増加。	公共施設の老朽化対策を着実に推進するため、所要額の確保と、地方が行う計画的な老朽化対策事業への重点的な配分。

**2 防災・安全交付金の対象施設及び事業の拡充**

	現状	提案
港湾事業	・ 計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 ・ 維持・修繕について、多岐にわたる港湾施設を対象とすることが必要。	・ 「維持管理計画」の更新、及び計画に基づく点検への対象拡大。 ・ 荷さばき施設の改良及び港湾緑地の補修に対する対象拡大。
下水道事業	・ 平成 26 年度より布設から 50 年を経過した全ての下水道管が交付対象となったが、平成 28 年度までの限定措置。	・ 50 年を経過した全ての下水道管が対象である緊急改築事業の継続や、面的な地区要件を考慮した新たな交付対象の設定。
河川事業	・ 河川護岸や地下遊水地等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。	・ 河川護岸や地下遊水地等の老朽化対策、長寿命化への対象拡大。

**3 学校施設環境改善交付金の所要額確保**

現状	提案
約半数の学校施設が築 40 年以上経過しているなど、老朽化対策や教育環境の改善が深刻な課題となっている。	良好な教育環境が維持できるよう、国において、地方自治体が必要とする所要額を確保する。

提案の担当／	財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長	永木 宏一郎	TEL 045-671-3918
	道路局計画調整部企画課長	菊地 健次	TEL 045-671-2746
	教育委員会事務局施設部教育施設課長	中澤 誠治	TEL 045-671-3230

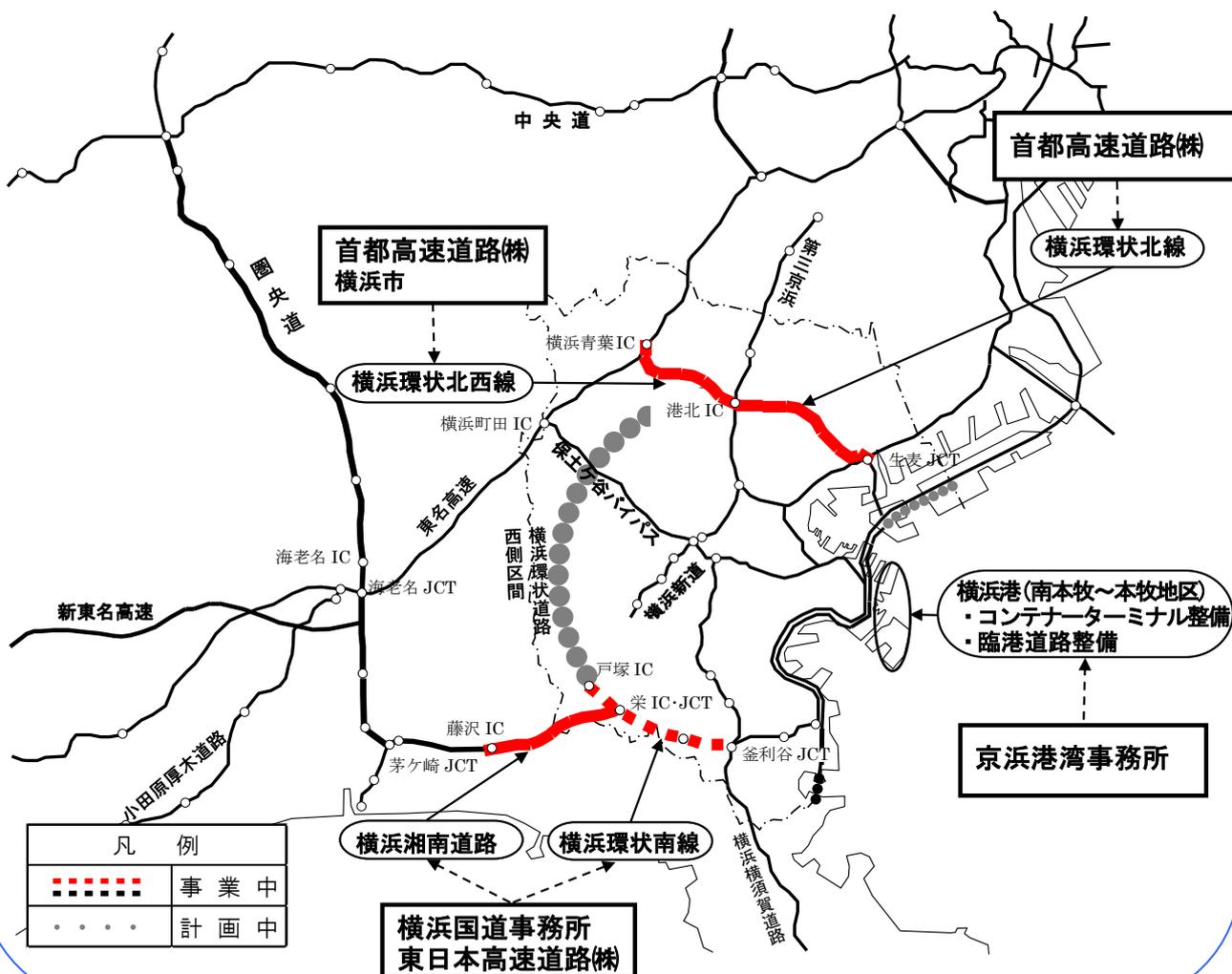
# 国及び国の関係機関の公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大（国土交通省）

横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図るため、**分離・分割発注の推進**や、**地域の精通度・貢献度を評価する発注方式の増大**

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 本市では平成 22 年に「横浜市内中小企業振興基本条例」を制定し、本市発注の公共工事で、市内中小企業者の受注機会の増大を推進しています。
- ・ 市内での国等関係機関の事業においては、今後も、横浜環状道路や港湾整備等の大規模事業が継続するため、その推進と地元経済の活性化の観点から、市内中小企業者の受注機会を増大させるべきです。
- ・ 平成 27 年 1 月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき策定された「発注関係事務の運用に関する指針」では、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保が挙げられています。
- ・ 本市では、市内で公共事業を発注する国等関係機関と横浜市内公共事業発注者連絡会を毎年、開催し、市内中小企業者の受注機会の一層の増大に取り組んだところ、受注実績が徐々に高まってきています。
- ・ 今後も、本市が負担金等を支出している国等関係機関の公共事業の**地元発注を基本方針としていただき、市内中小企業者の受注機会の更なる増大を図るため、分離・分割発注の推進とともに、地域の精通度・貢献度を評価する工事発注方式の増大が必要**です。

## ●国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



## ●横浜市内 国等関係機関における発注額と市内企業受注額

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発注額総計 ( )はWTO や緊急随意契約案件を除く	約 1,080 億円 (未集計)	約 960 億円 (約 504 億円)	約 695 億円 (約 514 億円)	約 1,390 億円 (約 566 億円)	約 1,920 億円 (約 653 億円)
上記のうち 市内企業受注額	約 37 億円	約 55 億円	約 75 億円	約 110 億円	約 82 億円

※集計対象は横浜市内公共事業発注者連絡会メンバー等の国土交通省（横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川工事事務所、横浜管轄事務所、川崎国道事務所）、東日本高速道路（株）（横浜工事事務所、京浜管理事務所）及び首都高速道路（株）（神奈川建設局、神奈川管理局）。

※各機関の発注額は横浜市域外も含む。

# アジアにおけるM I C E分野の国際競争力強化 (国土交通省、法務省)

「グローバルM I C E都市」として海外競合都市との国際競争を勝ち抜くために、国としてM I C E誘致・開催支援に必要な制度等の創設

- (1) **誘致活動に利用できる誘致助成金制度**や一定規模以上の国際会議を実施する際の**会場使用料への助成制度**の創設
- (2) 大学における「**カンファレンス・サービス**」**設置助成制度**の創設
- (3) **大型国際会議等の開催施設**で搭乗・出国手続き等ができる**チェックイン機能**の設置

## 【提案の背景・必要性】

- ・平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略アクションプランにおいて、「2030年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築く」という政府目標が掲げられ、都市のM I C E誘致力向上のために、本市は「グローバルM I C E戦略都市」（現「グローバルM I C E都市」）に選定されました。
- ・これまで、本市は国から、海外M I C E専門家の派遣を通じたマーケティング能力の向上支援等を受けてきましたが、アジア諸国の競合都市は、誘致助成金や施設使用料減免等、誘致に直接つながる制度を国が主導となり運用し、国際競争力を強化しています。
- ・そこで、国としてM I C E誘致・開催支援に必要な制度を創設し、引き続き「グローバルM I C E都市」への支援を継続することにより、日本のM I C Eをけん引するための国際競争力を確保することが必要です。来年度、第50回アジア開発銀行（ADB）年次総会の開催が予定されている「パシフィコ横浜」を有し、豊富なM I C E開催実績を誇る本市においても、国際競争力の強化につながると考えます。

## 【提案内容の説明】

- (1) **誘致活動に利用できる誘致助成金制度**や**一定規模以上の国際会議を実施する際の会場使用料への助成制度**の創設

- ・海外諸都市で活躍するキーパーソンの視察受入費用や事前PR等、誘致活動段階から活用することのできる助成金制度や、M I C E開催に必須の固定費となる会場使用料への補助制度は、主催者へのインセンティブとなり、誘致に直接つながると考えます。

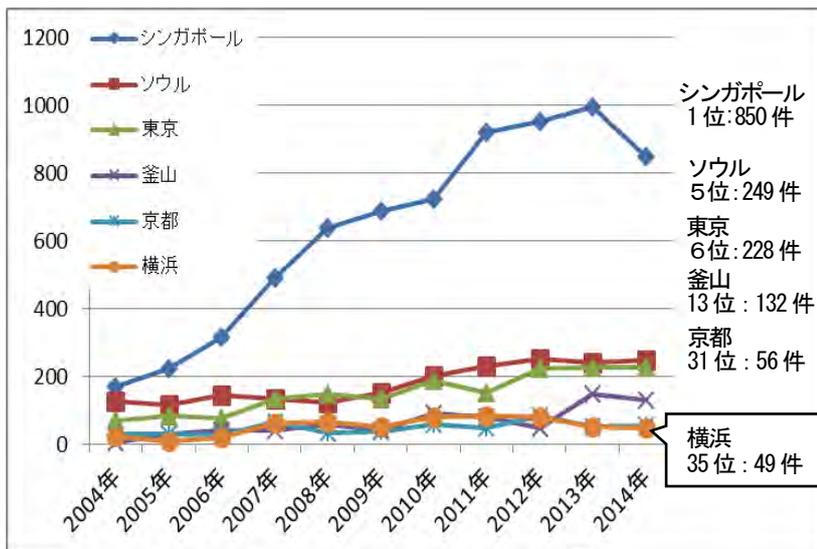
## (2) 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設

- ・ 大学等と連携して、MICE誘致・開催件数を増加させるために、国際会議開催のポテンシャルの高い大学に対して、誘致・開催事務を専門に行う「カンファレンス・サービス」設置のための補助制度を創設し、大学を活用した誘致・開催の促進を図る必要があります。

## (3) 大型国際会議等の開催施設で搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能の設置

- ・ 外国人の国際会議参加者数全国1位を誇るパシフィコ横浜の優位性を維持し、海外からのMICE参加者の利便性の向上を図るため、海上交通の活用も視野に入れ、事前に手荷物を預かり、搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能を設置することが必要です。

【参考1: アジア諸国における MICE 開催件数の推移】



出典 UIA 国際会議統計

### UIA 国際会議の基準

(1) 国際機関・国際団体 (UIA に登録されている機関・団体) の本部が主催又は後援した会議で

- ①参加者数 50 人以上
- ②参加国数 開催国を含む3カ国以上
- ③開催期間 1 日以上

又は

(2) 国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議で

- ①参加者数 300 人以上(うち 40%以上が主催国以外の参加者)
- ②参加国数 開催国を含む5カ国以上
- ③開催期間 3 日以上

### JNTO 国際会議の基準

以下の全てを満たすもの

- ①「国際機関・国際団体 (各国支部を含む)」又は「国家機関・国内団体」が主催
- ②参加者総数が50名以上
- ③参加国が日本を含む3カ国以上
- ④開催期間が1日以上

【参考2: 会場別 国際会議開催件数・参加者数(2014年)】

会場名	開催件数(件)	参加者総数(人)	参加者数(人)	
			国内参加者数(人)	外国人参加者数(人)
パシフィコ横浜	100	563,831	540,599	23,232
国立京都国際会館	42	84,467	77,811	6,656
大阪国際会議場	38	174,294	169,224	5,070
東京ビッグサイト	31	95,147	89,087	6,060
神戸ポートピアホテル	30	88,091	83,926	4,165

出典 JNTO 国際会議統計

# 緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 (国土交通省、財務省)

- 1 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の拡充
- 2 国有財産の取扱いの見直し
- 3 商業系用途地域内の建築物についても緑化地域制度の緑化率の規定を適用できるように、都市緑地法を改正

## 【提案の背景・必要性】

- ・本市では、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かな都市環境を保全・創造していくため、平成21年度から、独自に市民に負担を求める「横浜みどり税」を導入し、「横浜みどりアップ計画」の取組を進め、緑の総量の維持、向上を目指しています。
- ・本市においては、緑の多くが民有地であることから、民有地の緑に対する施策を大幅に拡充するとともに、樹林地所有者の維持管理負担を軽減するための支援や、新たに固定資産税等の軽減制度を創設するなど、市として可能な限り緑の総量維持・向上のための様々な取組を進めています。
- ・樹林地所有者意識調査では、所有者の半数が相続税及び将来の相続への対応が課題であると回答し、緑地保全の大きな障害となっています。
- ・都市部における緑地保全・緑化をさらに推進するため、国においても、樹林地所有者ができるだけ持ち続けられるよう、緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充などを図り、また、国有財産の取扱いの見直し、商業系用途地域内への緑化率規定適用など、支援策を拡充することを提案します。

### みどりアップ計画

取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

### ■樹林地所有者意識調査（平成24年度実施）：

#### 樹林地を所有する上での課題



## 現 状 & 提 案

- 1 緑地を相続等した場合、土地評価の控除はあるものの、税負担が大きな課題となっています。

**提案** 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の相続税の納税猶予制度の創設などの**負担軽減措置の拡充**、借地公園として都市公園の用地として貸し付けられた土地を相続した場合の**負担軽減措置の拡充**、都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について**譲渡所得の特別控除額の引上げ**

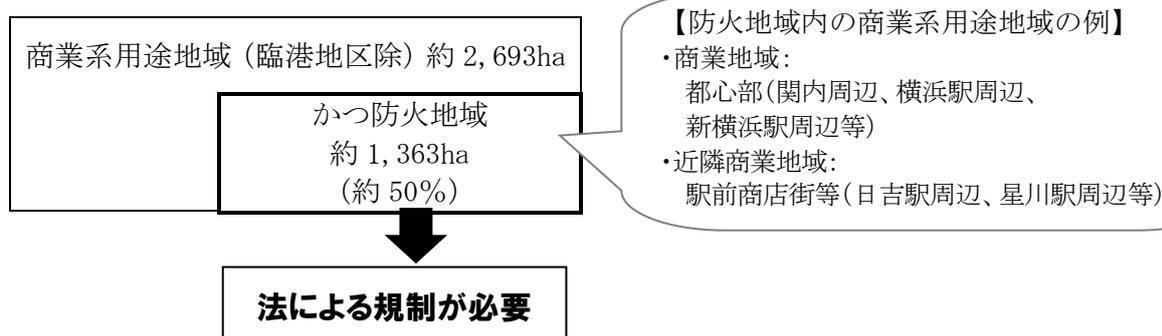
- 2 公園緑地事業の実施にあたり、国有財産の取得が優遇されることで、緑地保全のより一層の促進が図られます。

**提案** 国有財産の買取を希望する自治体へ財産の1/3を無償貸付する優遇措置の復活

【優遇措置廃止前】	国から無償貸与 1/3	国補助金 2/9	自治体負担分 4/9
【優遇措置廃止後】	国補助金 1/3	自治体負担分 2/3	

- 3 都市緑地法の規定で、地域による適用除外の規定があるため、特に緑が不足している商業系用途地域での効果的な緑化推進が進められません。

**提案** 商業系用途地域内の建築物の大半を占める、建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物についても、緑化地域制度における**緑化率の規定を適用**できるよう、都市緑地法を改正



# 国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進 (国土交通省)

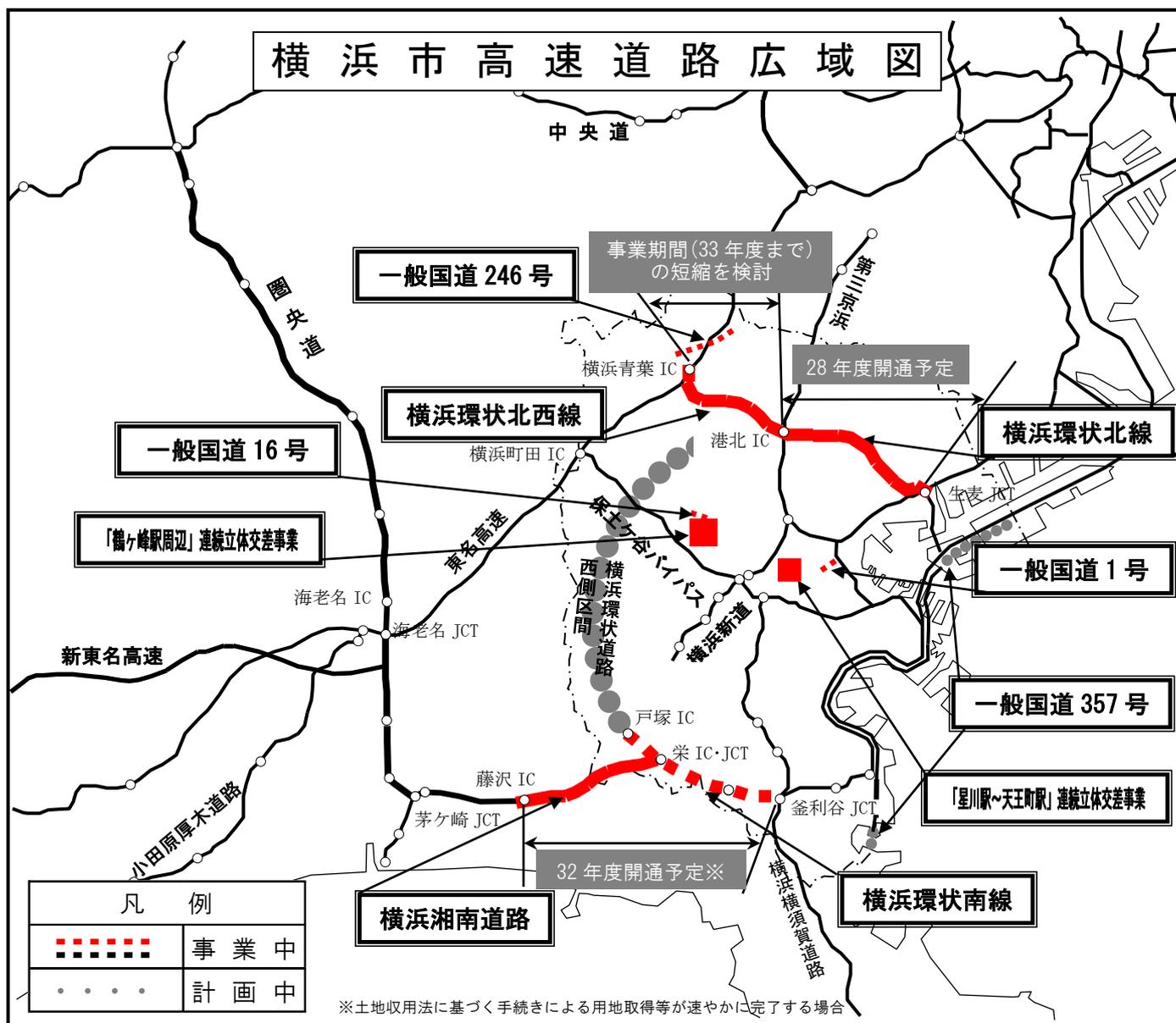
- 1 必要な道路整備を進めるため、国の道路整備費枠の拡大
- 2 国際競争力及び防災力の強化に向けた**幹線道路整備等のための所要額確保等**
  - (1) 横浜環状北西線の東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの開通に向けた事業費の確保と負担の平準化
  - (2) 横浜環状南線、横浜湘南道路及び関連街路の平成32年度開通に向けた整備推進
  - (3) 相模鉄道本線(星川駅～天王町駅)連続立体交差事業の平成30年度全線高架化に向けた事業費及び相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅周辺)連続立体交差事業の調査費の確保
  - (4) 一般国道 1 号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の整備推進、一般国道357号未着手区間の着実な整備、一般国道16号西谷駅付近の調査検討の推進
- 3 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進

## 【提案の背景・必要性】

- ・首都圏における幹線道路整備の遅れは、交通利便性や経済活動、大規模災害時の復旧活動等にも影響が及びます。本市及び首都圏の国際競争力、防災対応力強化のためには、横浜環状道路や国道 357 号等の整備が急務です。
- ・横浜環状北線が平成 28 年度に開通することにより、市北部から湾岸エリアへの利便性が高まります。北西線は北線と一体となって、横浜港や横浜都心と東名高速道路を直結し、アクセスの大幅な向上や保土ヶ谷バイパスの渋滞緩和が期待できるため、早期整備が必要です。
- ・北西線はトンネル工事等全区間において工事着手しており、これから工事の最盛期を迎えます。開通時期の前倒しに向けて事業費の確保や負担の平準化（例えば、立替施行など）が不可欠です。
- ・圏央道の機能を十分に発揮するためには、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間であり、経済の好循環や成長をもたらすストック効果が期待できる横浜環状南線及び横浜湘南道路の着実な整備推進が不可欠です。また、本線への円滑なアクセスや周辺の交通利便性・安全性向上のため、関連街路である上郷公田線や横浜藤沢線等の事業費の確保が不可欠です。
- ・相模鉄道本線(星川駅～天王町駅)連続立体交差事業は、平成 30 年度全線高架化に向け事業を進めています。そのためには安定した事業費の確保が不可欠です。

また、次の連続立体交差区間となる相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅周辺）の事業化の検討に必要な調査費の確保が必要です。

- 一般国道1号戸部付近、一般国道246号荏田付近は、朝、夕のピーク時間の渋滞が激しくなっており、現道拡幅を進める必要があります。また、一般国道357号は、国際競争力の強化、京浜臨海部における広域的な交通ネットワーク形成などの効果が期待できる重要な路線であり、着実な整備が必要です。また、神奈川東部方面線開業に伴い、交通結節点機能強化が必要な一般国道16号西谷駅付近の調査検討を推進することが必要です。
- 市内の東西方向を結ぶ軸である国道1号、横浜新道及び第三京浜に主要な渋滞箇所が集中し、渋滞対策を早急に進める必要があります。また、「首都圏の新たな高速道路料金」が4月に導入されましたが、新料金導入後の効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続が必要です。



提案の担当／道路局計画調整部企画課長  
道路局横浜環状道路調整課長

菊地 健次 TEL 045-671-2746  
清水 裕之 TEL 045-671-3985

# 道路の防災対策、交通安全対策及び道路施設の老朽化対策の推進（国土交通省）

## 1 道路の防災対策の推進

- (1) 緊急輸送路及び延焼遮断帯の形成に資する幹線道路の整備
- (2) 橋りょうの耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化の推進などの緊急輸送路等の地震対策

## 2 交通安全対策の推進

- (1) 通学路の安全確保に資する一般道路の歩道設置及び幹線道路の整備
- (2) 踏切安全対策、駅周辺のバリアフリー化、無電柱化の推進及び自転車通行空間の整備

## 3 道路施設の老朽化対策の推進

- (1) 橋りょう及び歩道橋の長寿命化対策の推進
- (2) トンネル及び地下道をはじめとする道路施設の総点検や点検に基づく補修の推進

## 4 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大と所要額の確保

### 【提案の背景・必要性】

#### 1 道路の防災対策の推進

- ・被災時の迅速な救助活動や緊急物資の輸送機能確保のため、緊急輸送路の整備を進めるとともに、延焼範囲を分断し、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を進めることが必要です。また、橋りょうの耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化を進めることが必要です。

#### 2 交通安全対策の推進

- ・市街化が進み、現道の幅員の中での歩道設置が困難な中、児童や歩行者の安全を確保するため、現道の拡幅及び幹線道路の整備を進め、安心して通行できる歩道を設置することが必要です。
- ・平成27年度に策定した「横浜市踏切安全対策実施計画」に基づき、踏切の安全対策を着実に進めます。特に、平成25年8月に事故が発生した生見尾踏切の安全対策として、こ線人道橋の早期完成を目指します。
- ・超高齢社会に突入している中、継続的かつ着実にバリアフリー整備を進めるとともに、安全性の向上や魅力ある景観の形成を図っていくためには、無電柱化

を進めることが重要です。また、都市内交通の円滑化を図るため歩行者と分離した自転車通行空間の整備を進める必要があります。

### 3 道路施設の老朽化対策の推進

- ・本市が管理する道路施設は、橋りょう 1,725 橋、トンネル数 39、歩道橋 328 橋にのぼります。例えば橋りょうは、高度成長期に集中的に整備されたため、25 年後には約 80%の橋りょうが 50 年以上経過することになります。これらの施設を定期的な点検、維持、補修により計画的に長寿命化を進めるには、必要となる保全費の財源確保が喫緊の課題です。
- ・首都直下地震等の大規模災害に備え、緊急輸送路の整備などの防災、減災対策及び通学路の安全対策に加え、超高齢社会に対応した駅周辺のバリアフリー化、さらに自転車通行空間の整備に資する事業についても重点配分の対象とすることが必要です。

### 4 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大と所要額の確保

#### 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大

<b>現状</b>	緊急輸送路の整備や無電柱化の推進などの減災対策及び駅周辺のバリアフリー化、自転車通行空間の整備は、交付金制度の対象ではあるものの、 <u>重点配分事業の対象外</u>	➔	<b>提案</b>	緊急輸送路の整備、無電柱化の推進、駅周辺のバリアフリー化、自転車通行空間の整備への <b>重点配分事業の対象拡大</b>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------	--------------------------------------------------------------

#### 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の所要額の確保



【緊急輸送路】



【踏切の安全対策】

<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路等の整備、橋りょう、歩道橋の耐震補強、無電柱化等の推進が必要</li> <li>・通学路の整備及び踏切の抜本対策などによる交通安全対策の推進が必要</li> <li>・駅周辺のバリアフリー化、自転車通行空間の整備が必要</li> </ul>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>提案</b>	<b>地方が必要とする所要額の確保</b>
-----------	-----------------------

# 鉄道整備事業の推進（国土交通省）

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や整備制度の改善
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた財源措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用
- 3 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線整備事業）の推進

## 【提案の背景・必要性】

### 1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や整備制度の改善

- ・平成 28 年 4 月の交通政策審議会答申第 198 号において、高速鉄道 3 号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が位置付けられました。本市では、現在、3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）の事業化に向けた調査を進めています。
- ・これら交通政策審議会答申路線の整備等による、より充実した鉄道ネットワークを構築するためには、事業化に向けた取組や整備制度の改善に対して、引き続き国の支援が必要です。

### 2 駅機能の改善や高度化に向けた財源措置及び補助制度の拡充・柔軟な運用

- ・本市は、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、駅舎のバリアフリー対応や安全対策、シームレス化対応など様々な課題解決に加え、新たなホームの設置等による鉄道利便性の向上といった取組が求められています。
- ・このため、駅機能の改善や高度化に向けて、実施中の駅改良事業の着実な推進のため継続した財源措置と、個々の駅の実情に応じた多様な課題に対応できる補助制度の拡充や柔軟な運用が必要です。

### 3 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線整備事業）の推進

- ・神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線）については、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、用地取得や工事を本格的に進めるなど事業が最盛期を迎え、財政負担も大きくなります。
- ・鉄道運輸機構に対する補助金は、都市鉄道等利便増進法の基本理念に則り、所要の額を確保し事業を推進していくとともに、毎年度の財政支出の平準化を可能とする柔軟な運用が必要です。

交通政策審議会答申第 198 号に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当／都市整備局都市交通部都市交通課長  
都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長

松井 恵太  
千葉 健志

TEL 045-671-3515  
TEL 045-671-2716

## エキサイトよこはま 22 の推進（国土交通省）

- 1 横浜駅西口における確実な事業推進のための継続的な支援
- 2 横浜駅東口地区（ステーションオアシス）などにおける、国際競争力強化及び安全性確保に向けたまちづくりの推進
- 3 「浸水被害対策区域制度」の活用による雨水貯留施設の整備推進

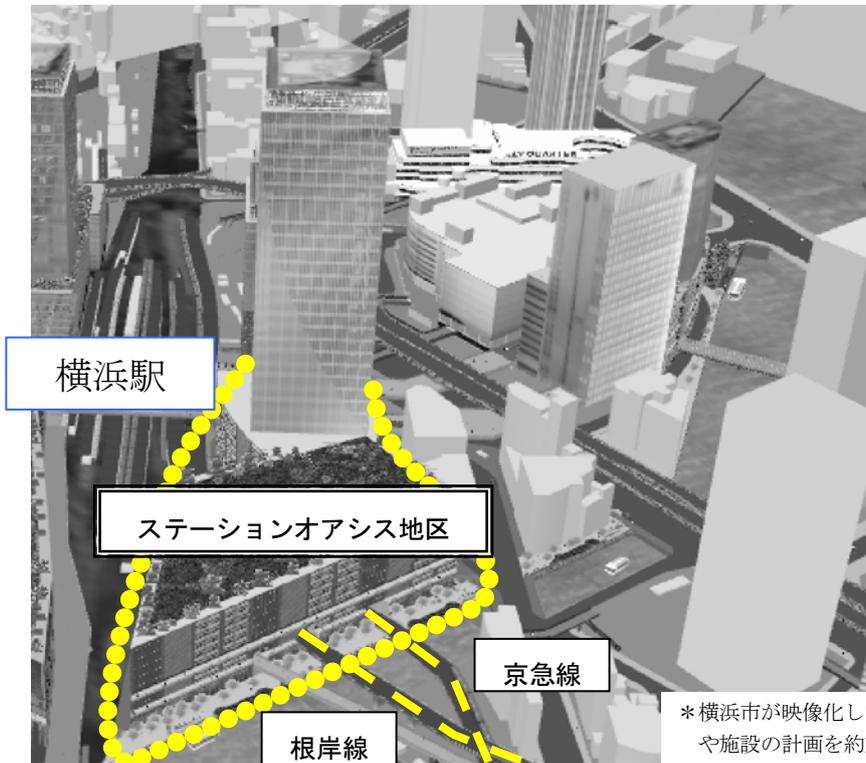
### 【提案の背景・必要性】

- 1 横浜駅西口における確実な事業推進のための継続的な支援
  - ・本市では、平成 21 年 12 月にエキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）を策定し、駅としての魅力向上、災害時の安全性確保など「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」に官民が連携して取り組んでいます。
  - ・平成 27 年には西口において、「国家戦略特区」を活用した開発計画（きた西口鶴屋地区）が国家戦略特別区域会議で承認されるとともに、（仮称）横浜駅西口開発ビルが着工しました。現在、西口地下街回遊空間形成事業（馬の背解消事業）を行っていますが、今後の駅前広場整備（西口、きた西口）などに引き続き国の支援が必要です。
- 2 横浜駅東口地区（ステーションオアシス）などにおける、国際競争力強化及び安全性確保に向けたまちづくりの推進
  - ・横浜駅東口のリーディングプロジェクトであるステーションオアシス地区開発では、鉄道路線を含む区域の再開発について、都市計画決定に向けた具体的な検討が進んでおり、先の国会で成立した都市再開発法一部改正の適用についても検討しています。
  - ・横浜駅周辺地区は横浜都心・臨海地域の一部として特定都市再生緊急整備地域に指定されており、横浜駅が交通政策審議会答申第 198 号において「国際競争力の向上が求められる地域の拠点となる駅」に位置付けられました。国際競争力の強化には、まち全体の安全性・防災性向上を図ることも極めて重要であるため、駅及び駅周辺の安全性の確保に向けたまちづくりに、国の支援が必要です。
- 3 「浸水被害対策区域制度」の活用による雨水貯留施設の整備推進
  - ・（仮称）横浜駅西口開発ビルでは、「浸水被害対策区域制度」を活用した雨水貯留施設の整備に向けて、関係者と調整を進めています。横浜駅東口地区などにおいても引き続き国の支援が必要です。

【エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）】



【横浜駅東口地区（ステーションオアシス地区）】



提案の担当／都市整備局都心再生部都心再生課横浜駅周辺等担当課長 遠藤 拓也 TEL 045-671-2672

# 横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開（国土交通省、財務省）

## 1 横浜港の国際競争力強化

- (1) 港湾運営会社である横浜川崎国際港湾(株)への支援  
(集貨促進・航路誘致、ガントリークレーン整備への支援等)
- (2) 戦略港湾施策の推進  
(ロジスティクス・国内輸送の強化、コンテナターミナルの効率化等の推進)
- (3) 先進的な港湾施設の着実な整備推進  
(南本牧等整備、新本牧事業化、大黒自動車岸壁機能強化)
- (4) クルーズ振興に向けた客船受入機能の強化  
(新港ふ頭9号岸壁の早期改修、超大型客船の受入機能強化)

## 2 山下ふ頭の再開発

- (1) 既存倉庫・上屋の移転・機能強化への支援
- (2) 臨港幹線道路の早期整備・基盤整備等への支援

## 3 市内公共事業建設発生土受入場所の確保（新本牧事業化）

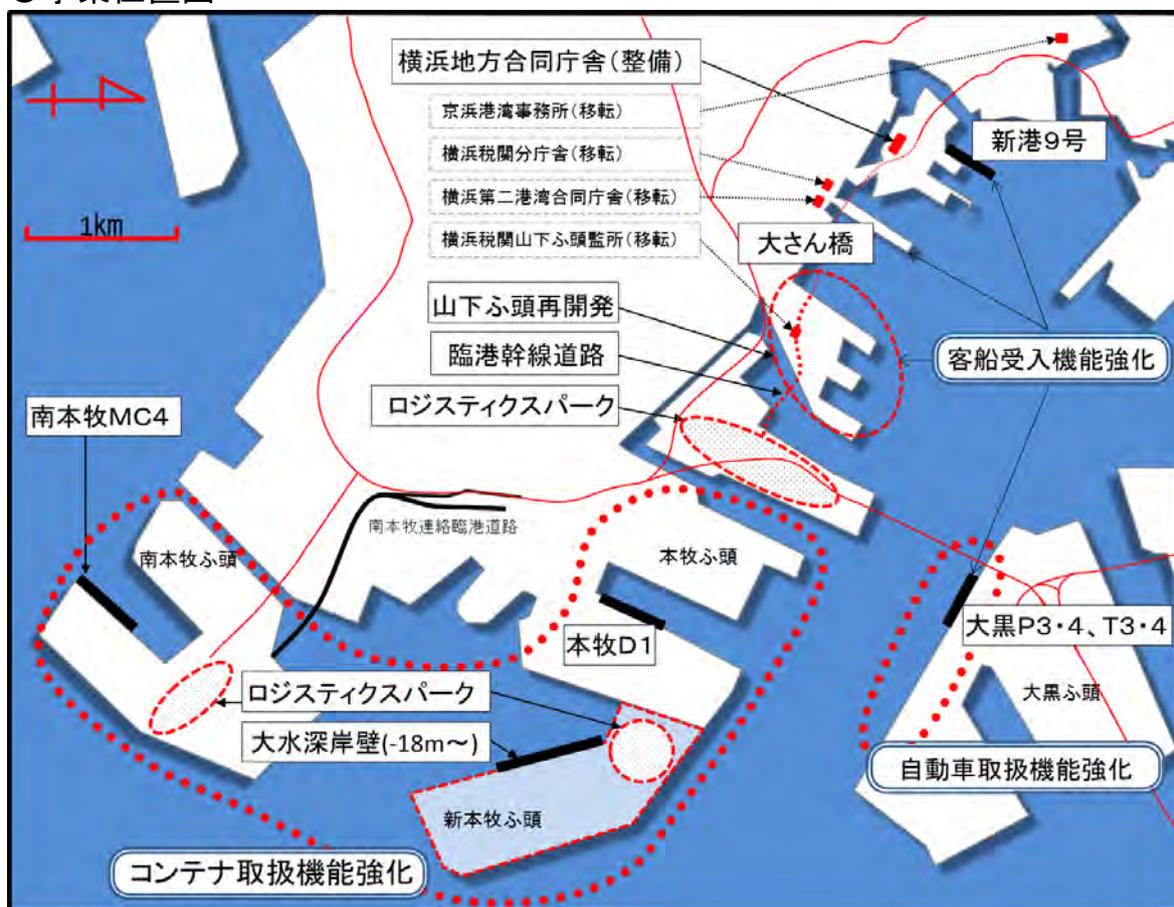
## 4 横浜地方合同庁舎の整備・移転庁舎の跡地利用の調整

### 【提案の背景・必要性】

- 横浜川崎国際港湾(株)が実施する「集貨」の取組として、基幹航路の維持・拡大に関する支援のほか、トランシップ貨物の誘致など取扱貨物量増加に向けた幅広い支援と、強力な集貨活動が実施できるよう国の補助の適用範囲の拡充が不可欠です。
- 「創貨」の取組では、荷主企業のニーズに応える最新鋭・高機能な物流施設を集積させたロジスティクスパークを形成し、輸入貨物の取込みを積極的に図るとともに、山下ふ頭の再開発を推進するため、物流施設の再編・高度化に対する支援策の一層の強化が必要です。
- 「競争力強化」の取組では、横浜川崎国際港湾(株)が実施する整備や借受ける施設について、港湾コストの低減化を推進するため、ガントリークレーン整備への補助、国の無利子貸付金割合の拡大、国有施設貸付料の低減化、荷捌き地の直轄工事による整備（国有化）の一層の推進が不可欠です。
- また、ターミナル運営の更なる効率化を図るため、IT化の推進や港内輸送の低コスト化のための支援など、これまで以上に国際コンテナ戦略港湾へ集中的に国の財源を投入するとともに、対象を拡大することが必要です。

- ・コンテナ船、自動車船、客船の大型化や寄港隻数増加へ対応するため、先進的な港湾施設の着実な整備、既存ストックの有効活用が急務です。
- ・南本牧ふ頭MC4整備、本牧ふ頭D1改良の推進とともに、コンテナターミナルとロジスティクスパークを一体的に配置する新たな物流拠点として、また、平成30年頃の南本牧ふ頭埋立完了に続く建設発生土の受入場所として、**新本牧ふ頭の事業化**が必要です。
- ・完成自動車の取扱機能強化のため、**自動車専用船岸壁 大黒ふ頭P3・4、T3・4整備の推進**が必要です。
- ・新たなクルーズ船受入施設となる**新港ふ頭9号岸壁の早期改修**、横浜ベイブリッジを通過できない**超大型客船の受入機能強化**に加え、訪日外国人旅行者の「おもてなし」への支援が必要です。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年の一部供用を目指す、**山下ふ頭の再開発に伴う既存倉庫等の移転及び機能強化への支援、基盤整備等への支援**が不可欠であり、供用後の来街者と物流の交通円滑化を図るため、**臨港幹線道路の早期整備**が必要です。
- ・**横浜地方合同庁舎の整備**にあたっては、景観や賑わいの創出への配慮が必要です。あわせて、**庁舎移転による跡地の利用については、周辺の街づくりを促進**するよう引き続き調整をお願いします。

●事業位置図



先進的な施設整備が進む南本牧ふ頭



南本牧ふ頭に寄港した超大型(18,000TEU積)コンテナ船



自動車専用船で混み合う大黒ふ頭



再開発を推進する山下ふ頭



客船寄港で賑わう  
大さん橋国際客船ターミナル

## 横浜港の国際競争力強化

### ●横浜川崎国際港湾（株）への支援

	現状・課題	提案
集貨	更なる集貨支援の充実 (補助対象が基幹航路の拡大策に限定され、且つ、集貨活動に対する国の補助適用が不可)	・既存の基幹航路の維持やトランシップ貨物の誘致等、航路数・貨物量増加に向けた幅広い支援の適用 ・支援事業展開に伴う国内外ポートセールス活動・制度周知に対する支援の適用
競争力強化	特定港湾運営会社である横浜川崎国際港湾(株)のターミナルコスト競争力の強化	岸壁機能を最大限活用するために不可欠なガントリークレーン整備に係る補助(補助率 7/10)

### ●横浜港への支援

	現状・課題	提案
集貨	<b>輸送コストの低減</b>	
	地方港では外航航路への優遇措置が講じられており、戦略港湾施策との不整合が発生	地方港の優遇措置の是正
	輸送コスト低減に船舶の大型化施策が有効	船舶大型化に対する建造費補助制度の創設
創貨	<b>ロジスティクスの強化</b>	
	既存物流施設の高機能化に多額の初期投資が必要	・不動産に係る税制優遇措置(不動産取得税等) ・物流施設の高機能化への支援制度の創設 ・京浜港における地域再生支援利子補給金制度の延長(地域再生計画の計画期間の延長)
	臨港地区における物流施設の再編・高度化に対する共用部等への補助率:1/3	臨港地区外と同様に補助率を1/2に引き上げ
競争力強化	<b>ターミナル等の利便性向上に対する支援</b>	
	ターミナル等の運営効率化の推進	Cs-Link(貨物情報共有・予約システム)の汎用性向上など、IT化の一層の推進 実質的なゲートオープン24時間化に資する取組への支援
	<b>輸送コストの低減</b>	
	臨港地区内に立地する倉庫施設とコンテナターミナル間や異なるコンテナターミナルとの間の輸送費用が発生	港内輸送効率化支援制度の創設
	<b>国際競争力の強化</b>	
	完成自動車の取扱の増加、自動車専用船の大型化に伴い、荷捌き地(車両蔵置場)が不足	立体式車両蔵置施設に対する補助制度の創設
	国直轄事業における国費負担率7/10の対象施設が係留施設で水深16m以上かつ耐震強化に限定	国費負担率の引き上げ及び対象施設を臨港道路、荷捌き地等へ拡大

提案の担当/港湾局総務部経理課長	安住 秀子	TEL 045-671-2702
港湾局港湾物流部物流企画課長	新保 康裕	TEL 045-671-2714
港湾局港湾物流部物流運営課長	有路 益義	TEL 045-671-2873
港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課長	池亀 拓	TEL 045-671-7312
環境創造局政策調整部技術監理課担当課長	本多 啓一	TEL 045-671-2846
港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課担当課長	笹 健二	TEL 045-671-2885
都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課長	白井 正和	TEL 045-671-3501

# 提案・要望事項 府省別一覧

## 内閣官房

- ・地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化 p1
- ・マイナンバー制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>及び東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催への支援 p23

## 内閣府

- ・マイナンバー制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・「環境未来都市」構想の更なる推進 p5
- ・国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化 p7
- ・女性活躍の取組の推進 p9
- ・地方分権改革の推進 p11
- ・大規模災害対応の推進 p14
- ・「特別自治市」の早期実現 p15
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p17
- ・待機児童対策の更なる推進と保育・教育の質の確保 p19
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p27

## 総務省

- ・マイナンバー制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・女性活躍の取組の推進 p9
- ・地方分権改革の推進 p11
- ・「特別自治市」の早期実現 p15
- ・ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>及び東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催への支援 p23

## 法務省

- ・アジアにおけるM I C E分野の国際競争力強化 p57

## 外務省

- ・地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化 p1
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p17
- ・地域における海外展開策の支援拡充・強化 p21

## 財務省

- ・地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化 p1
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p17
- ・緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p59
- ・横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開 p69

## 文部科学省

- ・地方分権改革の推進 p11
- ・大規模災害対応の推進 p14
- ・待機児童対策の更なる推進と保育・教育の質の確保 p19
- ・ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>及び東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催への支援 p23
- ・小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p25
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p27
- ・公共施設の老朽化対策の推進 p53

## **厚生労働省**

- ・マイナンバー制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・女性活躍の取組の推進 p9
- ・地方分権改革の推進 p11
- ・待機児童対策の更なる推進と保育・教育の質の確保 p19
- ・国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p27
- ・放課後児童健全育成事業の充実 p29
- ・生活困窮者への自立支援施策の推進 p31
- ・子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 p33
- ・国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の見直し p35
- ・介護保険制度に係る改善 p37
- ・子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する支援策の充実 p39
- ・地域医療構想の実現のための必要な措置の実施 p41
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療提供体制の整備と充実 p43
- ・公立病院の再整備に対する支援制度の充実 p45

## **経済産業省**

- ・地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化 p1
- ・地域における海外展開策の支援拡充・強化 p21
- ・容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し、並びに適正処理困難廃棄物対策の促進 p47
- ・廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実 p49

## **国土交通省**

- ・地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化 p1
- ・地方分権改革の推進 p11
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p17
- ・ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>及び東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催への支援 p23
- ・パーソナルモビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの推進 p51
- ・公共施設の老朽化対策の推進 p53
- ・国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p55
- ・アジアにおけるM I C E分野の国際競争力強化 p57
- ・緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p59
- ・国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進 p61
- ・道路の防災対策、交通安全対策及び道路施設の老朽化対策の推進 p63
- ・鉄道整備事業の推進 p65
- ・エキサイトよこはま22の推進 p67
- ・横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開 p69

## **環境省**

- ・地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の強化 p1
- ・容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し、並びに適正処理困難廃棄物対策の促進 p47

## **防衛省**

- ・市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p17





---

---

横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1  
TEL : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

---

---

この提案・要望書は下記のサイトでご覧になれます。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>